

第 4 次さいたま市 男女共同参画のまちづくりプラン

平成 31 年〇月
さいたま市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の経緯.....	1
2 計画策定の背景.....	1
3 さいたま市の統計からみえる現状.....	6
4 さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要.....	11
5 評価指標の達成状況.....	16
6 第3次プランでの取組と今後の課題.....	19
第2章 基本的な考え方	22
1 計画の目的.....	22
2 計画の基本理念.....	22
3 計画の位置付け.....	23
4 計画の期間.....	23
5 計画の目標.....	24
6 計画における重点事項.....	25
7 計画の体系.....	28
8 計画の推進について.....	30
9 計画の進行管理.....	31
第3章 計画の内容	32
1 施策の展開.....	32
目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり.....	32
目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて 多様な生き方ができるまちづくり.....	38
目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり.....	46
目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり.....	49
目標Ⅴ 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり.....	57
目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり.....	62
目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり.....	74



第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の経緯

さいたま市では、平成 15 年 3 月に制定した「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」に基づき、平成 16 年 3 月に「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」を策定し、現在は平成 26 年 3 月に策定した「第 3 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」（以下、「第 3 次プラン」という。）により、男女共同参画社会の実現を目指し、各施策を推進してきました。

これまでの成果と社会情勢の変化等を踏まえ、新たな基本計画を策定するため、平成 29 年 5 月に、市長から「さいたま市男女共同参画推進協議会」へ諮問をし、平成 30 年 3 月に、「提言書～第 4 次さいたま市男女共同参画のまちづくりに関する基本計画について～」が答申されました。

この「提言書」を最大限に尊重し、平成 31（2019）年度から取り組む「第 4 次男女共同参画のまちづくりプラン」（以下、「第 4 次プラン」という。）を策定するものです。

2 計画策定の背景

（1）社会経済状況の変化

日本では、少子高齢化が著しく進行しており、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口によると、現在は人口減少局面に突入しています。このような人口構成の変化により、社会の構造が変化し、高齢者世帯の貧困や、非正規労働者の増大による格差などの問題が拡大しています。今後、日本社会が持続的に発展していくためには、少子高齢化という構造的な課題に対して、年齢や、性別、障害の有無などに関係なく、個々の違いを認め、お互いを尊重し、また多様な人々が対等に関わり合いながら、活躍できる社会づくりが期待されています。

(2) 国際社会の動向

国際社会においては、男女共同参画に関する取組がこれまで継続的に推進されてきています。平成 17 (2005) 年に「国連婦人の地位委員会 (北京+10)」が開催され、平成 7 (1995) 年の第 4 回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」などの評価・見直しを目的とした、10 項目にわたる女性の地位に関する決議が採択されました。さらに平成 22 (2010) 年に開催の「第 54 回国連婦人の地位委員会 (北京+15)」においては、「北京宣言及び行動綱領」などの実施に対する貢献を強化する「宣言」と、7 項目の「決議」が採択されています。

また、国連では、平成 22 (2010) 年に、これまで女性の地位向上を進めてきた 4 つの機関を統合、強化した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN-Women)」が発足し、女性の政治参画とリーダーシップの促進、女性の経済的エンパワーメント、女性・女兒に対する暴力の撤廃などを重点分野として取り組んでいます。

平成 26 (2014) 年 3 月の第 58 回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。これは東日本大震災の経験や教訓を共有し国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組を促進することを目指して、我が国が初めて国連婦人の地位委員会に提出したものです。

(3) 国の動向

国においては、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において各施策の推進を図っています。

平成11年の男女共同参画基本法の制定以降、同法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクションをはじめとした様々な取組を進めてきました。

平成26年には、様々な状況に置かれた女性が自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につながるよう、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が事業主に義務付けられるなど、日本の男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

また、同法では地方公共団体が地域の特性を踏まえた主体的な取組を推進することが重要であることから、この取組を計画的かつ効果的に進めるため、市町村推進計画の策定についても努力することとされています。

このような中、平成27年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、目指すべき社会として「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力のある社会」「男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会」「男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会」が掲げられました。

平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくるためには、「人づくり革命」、人材への投資が重要であり一億総活躍社会をつくっていく上での本丸と位置付けられています。

(4) 埼玉県 of 動向

埼玉県においては、平成 12（2000）年、「埼玉県男女共同参画推進条例」の制定を契機とし、男女共同参画社会の実現に向けた各施策を進めており、平成 29（2017）年には「埼玉県男女共同参画基本計画」（計画期間：平成 29（2017）～33（2021）年度）を策定しています。さらに、女性の活躍による経済の活性化を目指す埼玉版ウーマノミクスプロジェクトを積極的に推進しています

(5) さいたま市の取組

さいたま市では、男女共同参画施策の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 26（2014）年には、「第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」（計画期間：平成 26（2014）～30（2018）年度）を策定し、性別にかかわらず一人ひとりがお互いを認め合い、尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会の実現を目指しています。

また、さいたま市では、平成 28 年 9 月から 11 月にかけて、全管理職職員を対象に「さいたま市役所イクボス宣言」を実施し、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、具体的な取組を進めています。

さらに、より多くの女性の皆様に政策・方針決定の場へ参画していただくことを目的として、「さいたま市女性人材リスト」を作成し、さいたま市の審議会等の委員への登用や講演会等の講師選定の際に活用しています。

(6) さいたま市の現状

さいたま市の人口は、現在 129 万人と増加傾向が続いていますが、平成 27 年度の国勢調査では、人口の増加率は平成 22 年の国勢調査より 0.5 ポイント下がり 3.4% となり、国勢調査開始以来、最低となっています。

世帯数も増加している一方、1 世帯当たりの人員は減少が続いており、平成 27 年は 2.37 人となり、夫婦と子どもからなる世帯が減少し、単身世帯や夫婦のみの世帯が増えるなどの、世帯の小規模化が進んでいます。

次に、国勢調査の結果からさいたま市における 30 歳代女性の年齢別労働力率を見ると、平成 27 年度の調査結果は、前回、前々回の結果よりも高い労働力率となっていますが、それでも全国平均を下回り、子育て期に当たる 30 歳代で低下するいわゆる「M字カーブ」を描いています。

また、平成 28 年度にさいたま市で実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によれば、「女性が職業を持つことについて」の考え方は、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と考える割合がもっとも高くなっています。男女・年代別では、男性の 30 代、50 代、女性の 20 代から 40 代、60 代では、「子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい」と考える割合がもっとも高くなっており、固定的な性別役割分担意識の解消が一部みられます。

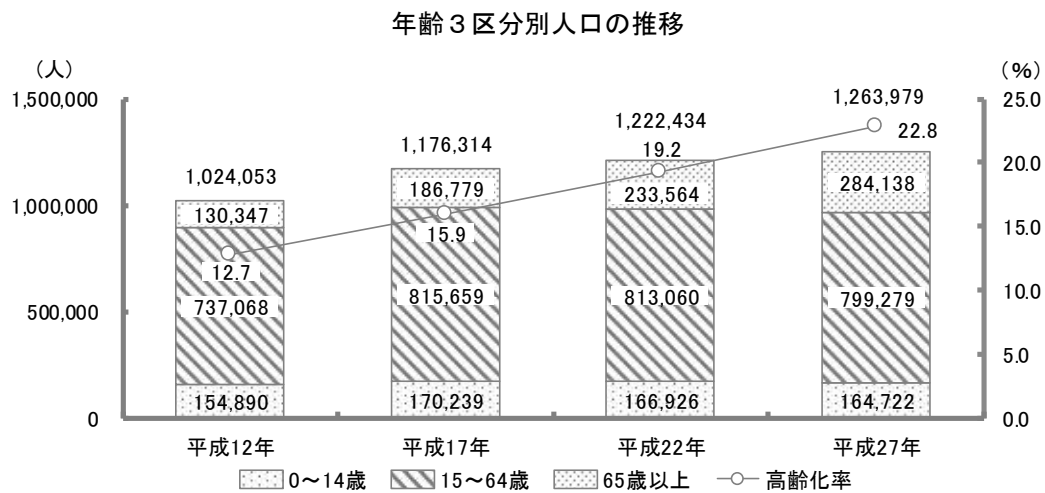
さいたま市では、性別による固定的な役割分担にとらわれない意識啓発の取組として、男女共同参画社会情報誌「You & Me ～夢～」やホームページなどでの情報提供、男女共同参画推進センターの市民向け講座の開催や公民館で男女共同参画を推進するための講座の開催を行っています。

引き続き、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組や、男女共同参画があらゆる立場の人々にとって重要であるという意識改革が必要です。

3 さいたま市の統計からみえる現状

(1) 人口の推移

人口の推移をみると、平成12年以降増加しており、平成27年では1,263,979人となっています。また、年齢3区分別人口は、平成12年以降高齢者人口が増加しているのに対し、年少人口は横ばい傾向となっています。高齢化率は、年々上昇しており、平成27年では22.8%となっています。

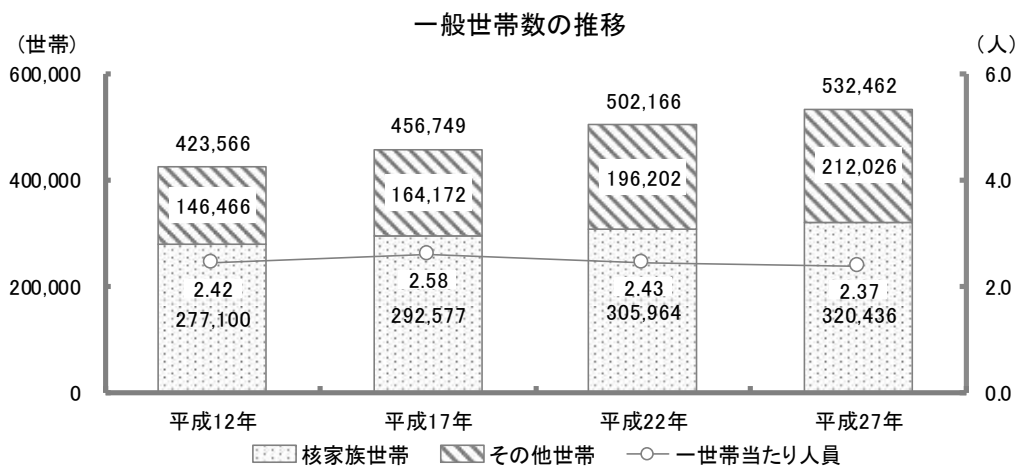


資料：国勢調査

(2) 世帯の状況

一般世帯数の推移をみると、一般世帯数は増加しており、そのうち核家族世帯についても増加し、平成27年では320,436世帯となっています。

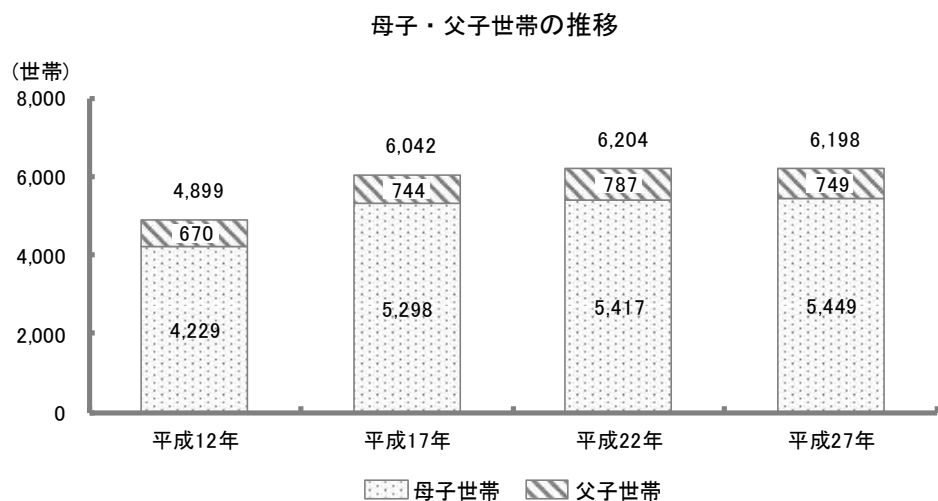
また、一世帯当たり人員は減少しており、平成27年では2.37人となっています。このことから年々、世帯の小規模化が進んでいることが伺えます。



資料：国勢調査

(3) ひとり親世帯の状況

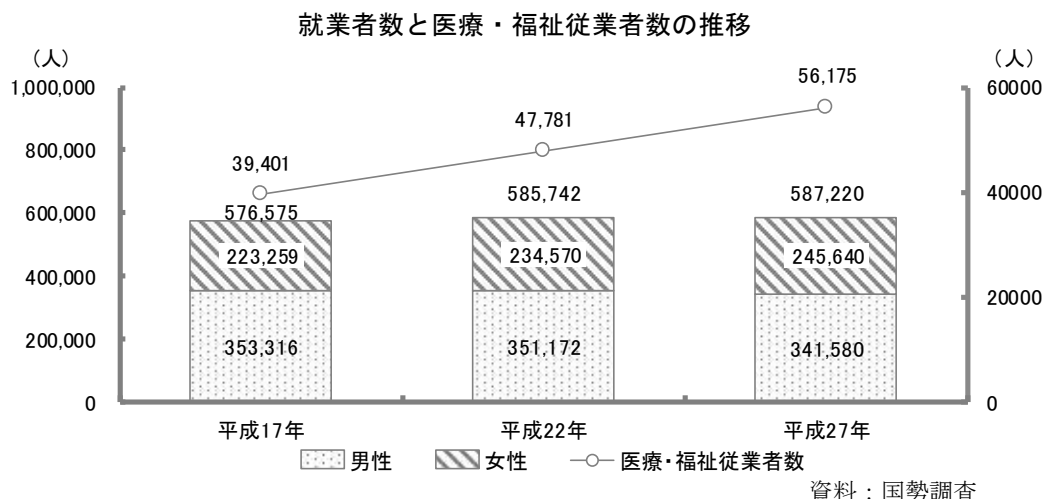
母子・父子世帯の推移をみると、増加傾向にあり、平成27年では母子世帯は5,449世帯、父子世帯は749世帯となっています。



(4) 雇用の状況

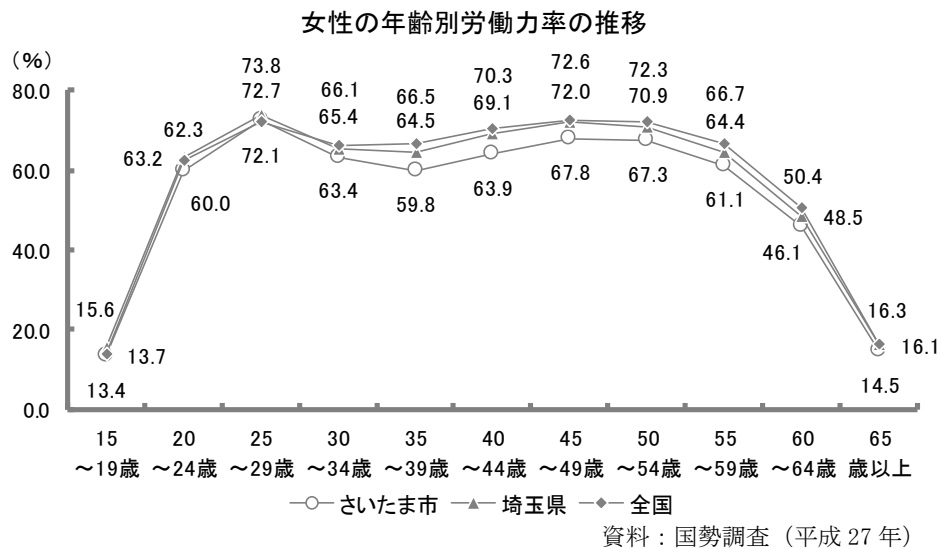
就業者数の推移をみると、男性の就業者数は減少しているものの、女性の就業者数は増加しています。

特に女性に占める医療・福祉従業者は年々増加しており、平成27年では56,175人となっています。



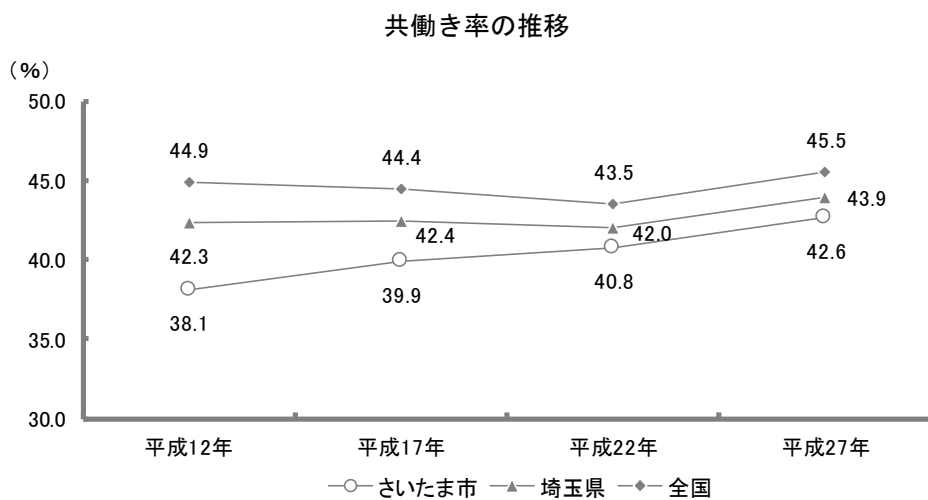
(5) 女性の年齢別労働力率の推移

さいたま市の平成27年の女性の年齢別労働力率を埼玉県・全国と比較すると、25～29歳を除いていずれの年代も埼玉県・全国より低くなっています。



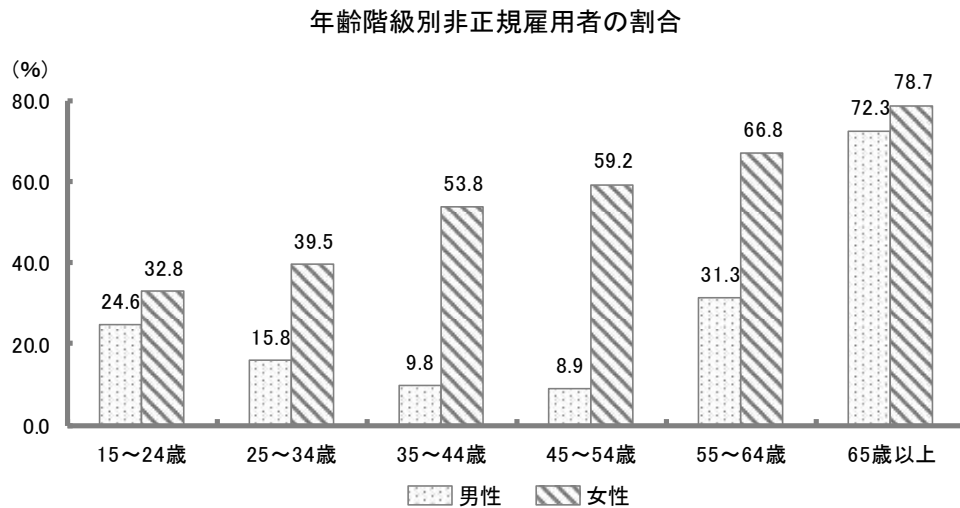
(6) 共働き率の推移

共働き率の推移をみると、増加傾向にあり、平成27年で42.6%となっています。埼玉県・全国と比較すると、共働き率は低くなっています。



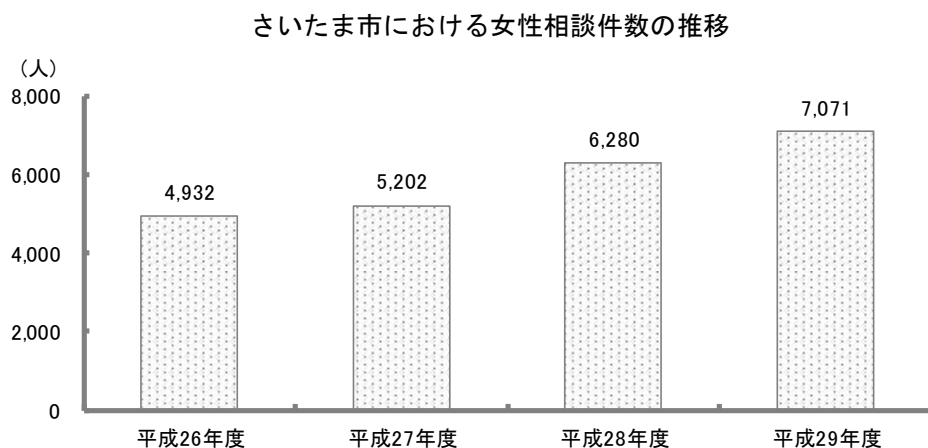
(7) 年齢階級別非正規雇用者の割合

国の年齢階級別非正規雇用者の割合をみると、平成28年現在で男性では55歳以上を除いて、年齢が上がるにつれて非正規雇用者の割合が低くなっています。一方、女性では年齢が上がるにつれて非正規雇用者の割合が高くなっています。



(8) 男女共同参画推進センターへの相談件数

さいたま市の女性相談件数をみると、年々増加しており、平成26年度に比べ平成29年では2,139件増加し、7,071件となっています。

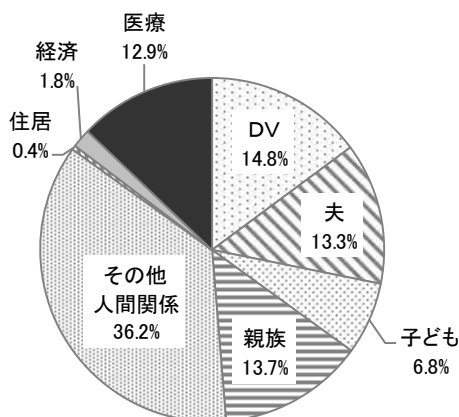


資料：さいたま市男女共同参画課

(9) 男女共同参画推進センターへの相談の内訳

平成 29 年度の女性相談件数の内訳をみると、その他の人間関係に関する相談がもっとも多く、36.2%となっています。またDVに関する相談件数は 14.8%となっています。

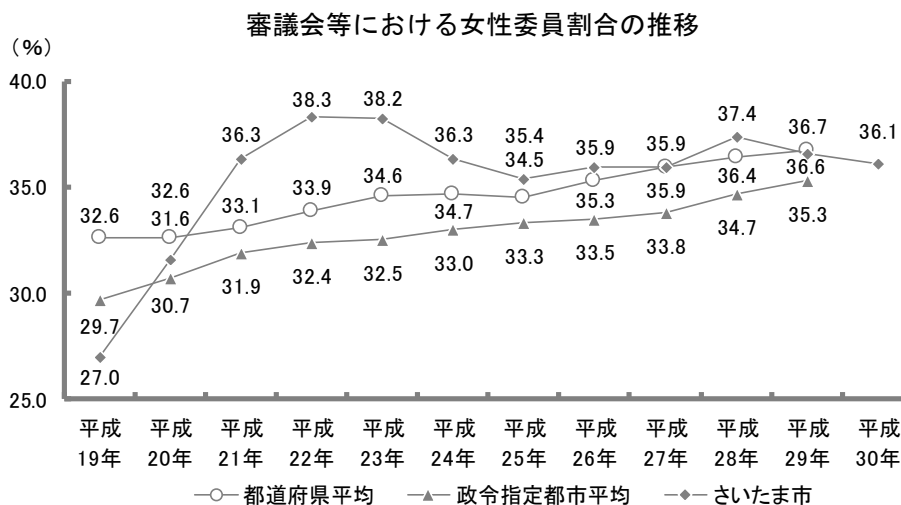
さいたま市における女性相談件数の内訳（平成 29 年度）



資料：さいたま市男女共同参画課

(10) 審議会等における女性委員割合の推移

さいたま市における審議会等における女性委員割合は、平成 22 年をピークに減少傾向にあり、平成 30 年では 36.1%となっています。また、都道府県・政令指定都市と比較すると、平成 29 年では、政令指定都市平均より高くなっていますが、都道府県平均より低くなっています。



※数値の発表は各年 12 月に行われるが、調査時点は自治体により異なる。

※さいたま市において、平成 24 年及び平成 25 年に女性委員割合が減少したのは、対象となる審議会等の数が大きく変わったことなどによる。

4 さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要

(1) 調査の目的

市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、「第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」の改訂及び今後の市の男女共同参画施策の推進に反映させることを目的とする。

(2) 調査の概要

① 調査地域

さいたま市全域

② 調査対象

市内在住の満20歳以上の男女5,000人

③ 抽出方法

日本人 住民基本台帳に基づく層化多段無作為抽出

外国人 住民基本台帳に基づく単純無作為抽出

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 調査期間

平成28年8月1日から平成28年8月22日

(注記)平成28年9月9日回収分まで反映

⑥ 回収結果

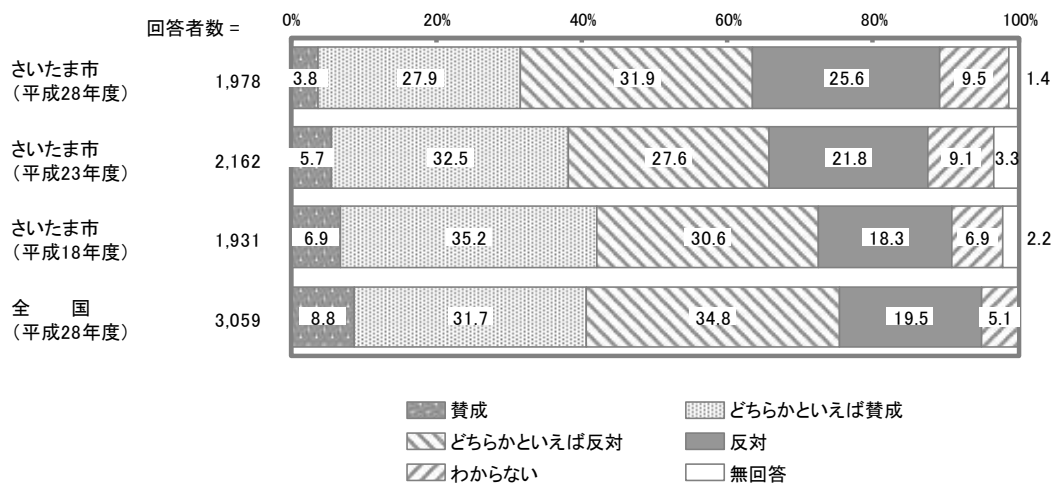
配布数	有効回収数	有効回収率
5,000通	1,978通	39.6%

(3) 調査の結果

① 「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識について

「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方に、「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた“賛成”の割合が31.7%、「どちらかといえば反対」と「反対」をあわせた“反対”の割合が57.5%と「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方に“反対”の人が過半数を占めています。平成23年の調査結果と比較すると、“賛成”が減少し、“反対”が増加しています。

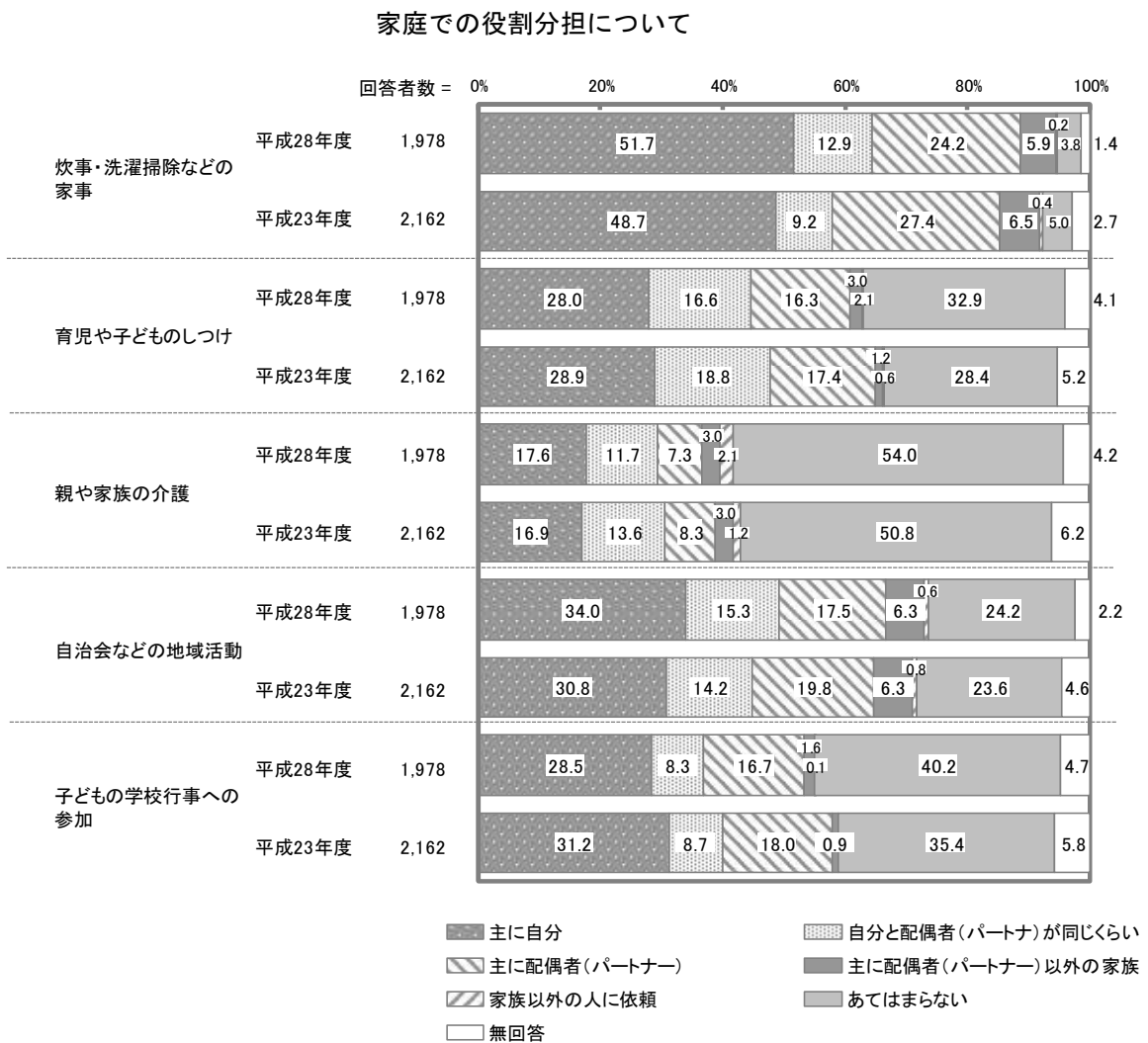
「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識について



② 家庭における役割分担について

家庭における役割分担の中で、「主に自分」は、炊事・洗濯・掃除などの家事(51.7%)が過半数を占め、次いで、自治会などの地域活動(34.0%)が多くなっています。一方、「主に配偶者(パートナー)」も炊事・洗濯・掃除などの家事(24.2%)がもっとも多くなっています。「自分と配偶者(パートナー)が同じくらい」は、育児や子どものしつけ(16.6%)で多くなっています。

平成23年度の調査結果と比較すると、ほぼ同様の傾向となっています。

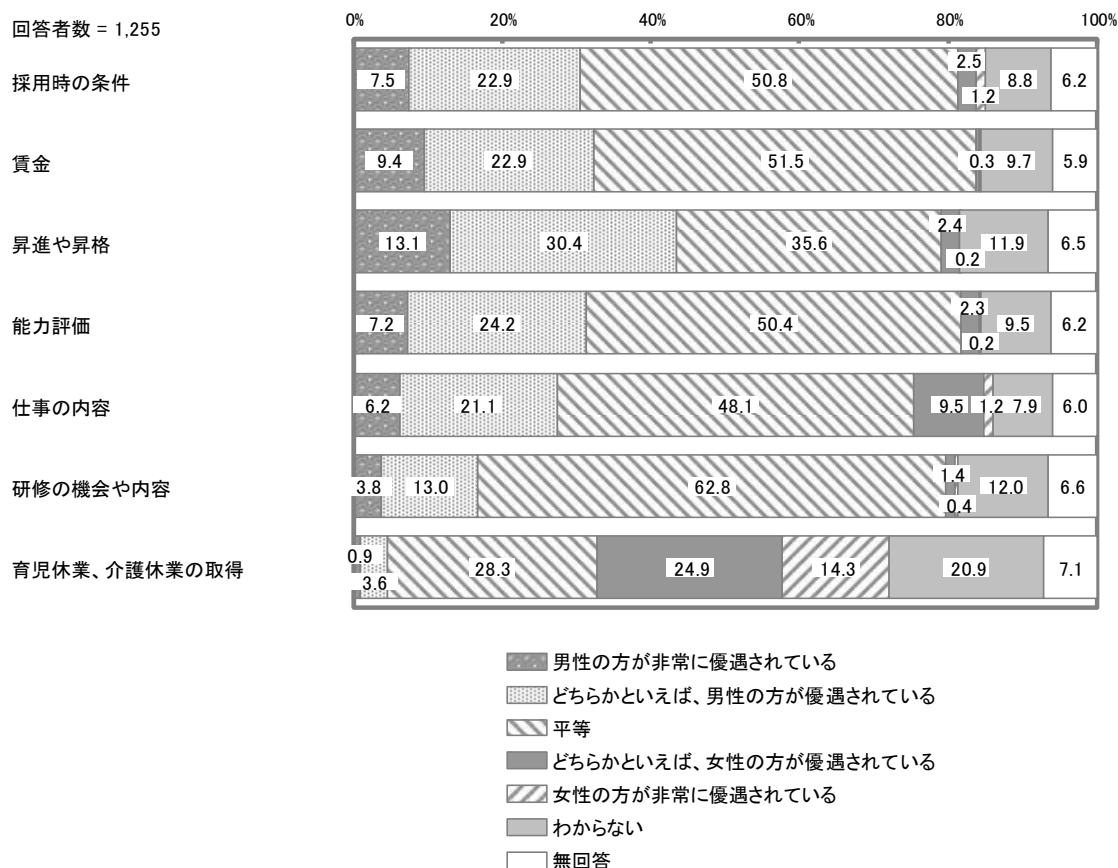


③ 職場における男女の地位の平等感

職場における男女の地位について昇進や昇格は「男性の方が優遇されている（計）」（43.5%）が4割を超え、「平等」（35.6%）を上回っています。一方、育児休暇、介護休暇の取得は「女性の方が優遇されている（計）」（39.2%）が、「平等」（28.3%）、「男性の方が優遇されている（計）」（4.5%）より多くなっています。

また、研修の機会や内容は「平等」（62.8%）が過半数を占め、採用時の条件、賃金、能力評価、仕事の内容は、「男性の方が優遇されている」が約3割、「平等」が約5割となっています。

職場における男女の地位の平等感

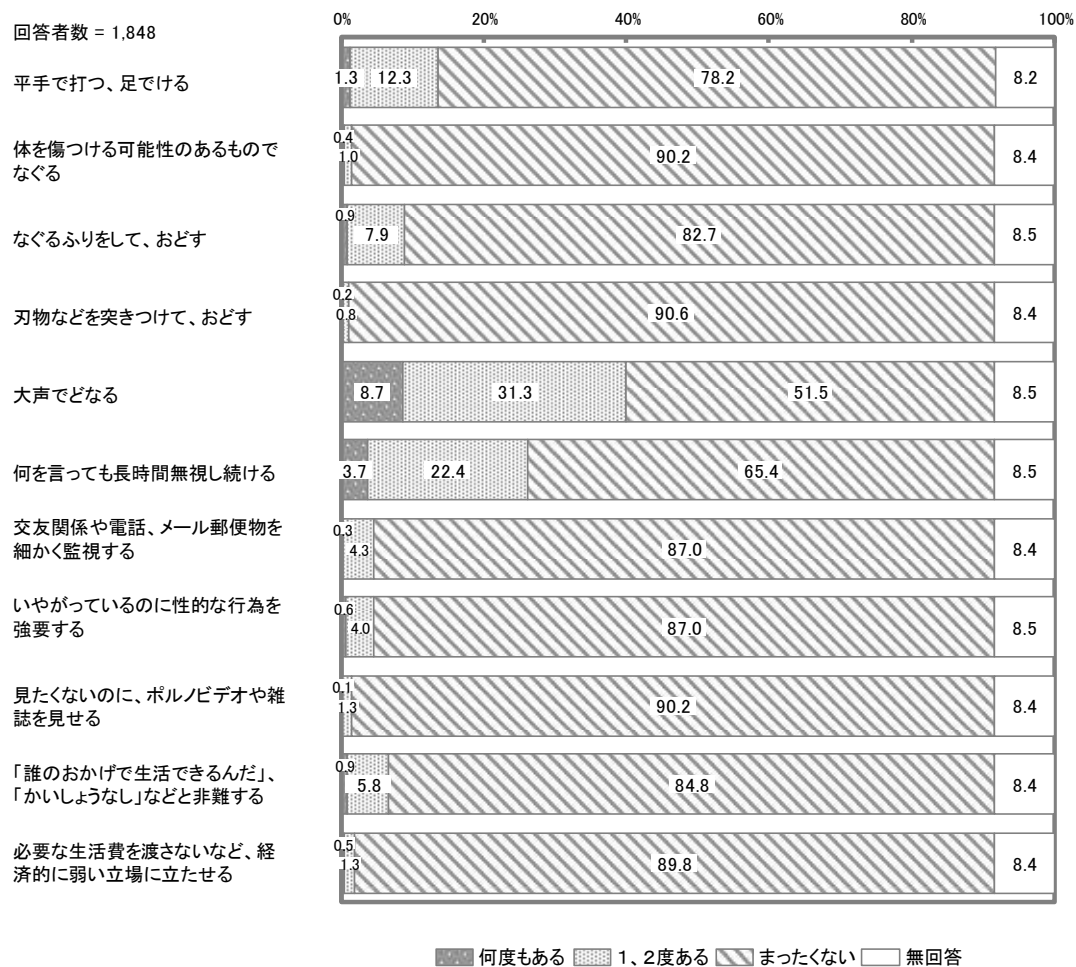


④ 配偶者などへの加害行為について

配偶者などに対して行った行為（11項目）について聞いたところ、9項目で「まったくない」が約8割以上を占めています。一方で『大声でどなる』は「何度もある」（8.7%）と「1、2度ある」（31.3%）の合計が4割を占めており、『何を言っても長時間無視し続ける』は「何度もある」（3.7%）と「1、2度ある」（22.4%）の合計は約3割となっています。

DVについて

回答者数 = 1,848



5 評価指標の達成状況

第3次プランにおける62事業(64項目)に数値目標を設定して取り組んでおり、平成29年度における達成状況は以下のとおりとなっています。

※達成状況は「◎(目標達成)」「○(改善)」「△(変化なし)」「▼(低下)」

指標項目		策定時の 現状値	達成期限の 目標値	平成29年度 実績(通算)	達成状況
【目標Ⅰ】人権を尊重しあい男女平等をすすめるまちづくり					
1	人権の花運動を実施する小学校の数	35校	136校	137校	◎
2	人権についての啓発冊子・パンフレットの作成・配布数	8,000部	8,000部	5,600部	▼
3	人権啓発講演会及び市内企業等人権問題研修会の参加者数	1,397人	6,480人	5,958人	○
4	男女共同参画に関する講座等受講者の満足度	79.9%	90%	98%	◎
5	生涯学習総合センター・公民館における講座の延べ参加者数	14,137人	15,000人	13,316人	▼
6	家庭教育、子育てセミナー等の実施校(小学校と中学校の合計)	119校	130校	129校	○
7	教職員の研修会・講演会の開催学校数	158校	167校	167校	◎
8	男女共同参画の視点に立った講座数	12講座	20講座	6講座	▼
9	男女共同参画コーナーの資料数	1,071冊	1,200冊	1,068冊	▼
10	卒業生のシルバーバンク又はシルバー人材センターへの登録者数	17人	80人/各年度	80人	◎
【目標Ⅱ】社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方ができるまちづくり					
11	市民コミュニティづくり等事業の延べ参加者数	13,843人	15,000人	17,109人	◎
12	公民館での託児付きの講座の延べ参加者数	1,492人	2,500人	847人	▼
13	男女共同参画推進団体連絡協議会の新規加盟団体数	—	10団体	7団体	○
14	ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識したと回答した講座等受講者の割合	—	90%	87.4%	○
15	男性のための講座等受講者の満足度	79.9%	90%	100%	◎
16	子育てパパ応援プロジェクト講座・イベント等の参加者及び施設利用者数	4,500人	6,500人	10,386人	◎
17	保育士・幼稚園教諭体験の拡大	累計3,672人	累計7,440人	3,505人	
【目標Ⅲ】政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり					
18	審議会等における女性委員の割合	36.4%	42%	36.1%	▼
19	女性のいない審議会等の数	6件	0件	2件	○
20	一般行政職の女性管理職員比率	7.9%	10%	11.2%	◎
21	女性管理職員比率(教職員を除く一般行政職)	17.2%	20%	23.1%	◎

指標項目		策定時の 現状値	達成期限の 目標値	平成 29 年度 実績（通算）	達成状況	
22	市・区明るい選挙推進協議会の女性会員の割合	35%	42%	35%	△	
23	女性のチャレンジ支援講座受講者によるグループ設置数	—	3グループ以上	3グループ	◎	
24	女性スポーツ推進委員の比率	37.1%	42%	39.5%	○	
【目標Ⅳ】男女が仕事と家庭生活・地域活動の両立をすすめるまちづくり						
25	ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識したと回答した講座等受講者の割合	—	90%	87.4%	○	
26	男性の育児休業取得率	5.2%	10%	12.1%	◎	
27	時間外勤務が年間 360 時間未満の職員の比率	71.9%	100%	81.6%	○	
28	さいたま子育てWEB会員登録者数	1,179 件	1,500 件	3,946 件	◎	
29	子育て支援拠点施設の単独型施設数	10 か所	10 か所	10 か所	◎	
30	ファミリー・サポート・センターの提供会員登録数	845 人	950 人	1,038 人	◎	
31	子育てヘルパー派遣事業の年間延べ利用件数	350 件	600 件	294 件	▼	
32	認知症サポーター養成数	24,392 人	40,000 人	62,293 人	◎	
33	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の定員	7,123 人	8,140 人	9,448 人	◎	
34	高齢者地域ケア・ネットワーク構築地区数	27 地区	49 地区	43 地区	○	
35	ひとり親家庭等自立支援プログラム策定人数	16 人	50 人	38 人	○	
36	ハローワーク利用者を除くふるさとハローワークの女性利用者数	延べ 1,984 人	延べ 2,500 人	6,069 人	◎	
37	支援事業による就業者の割合	11.4%	50%以上	58.8%	◎	
38	勤労女性センターにおける講座の開催回数	年間 180 回	年間 220 回以上	309 回	◎	
39	ニュービジネス大賞の応募件数	87 件	400 件	494 件	◎	
40	従来女性が少なかった分野へのチャレンジ講座等受講者の満足度	79.9%	90%	100%	◎	
41	延長保育・一時保育実 施保育所数	延長保育	145 か所	170 か所	204 か所	◎
		一時保育	62 か所	80 か所	81 か所	◎
42	病児保育室施設数	6 施設	10 施設	9 施設	○	
43	ナーサリールーム・家庭保育室の定員数	4,156 人	4,356 人	3,392 人	▼	
44	認可保育所の定員数	12,983 人	16,583 人	19,090 人	◎	
45	私立幼稚園預かり保育の 11 時間開所の施設数	4 園	32 園	11 園	○	
46	放課後児童受入可能児童数の年間増員数	309 人	420 人	488 人	◎	

指標項目		策定時の	達成期限の 目標値	平成 29 年度 実績（通算）	達成状況	
47	障害児（育成支援児）施設数及び 人数	公・私立保育所 91 施設	100 施設	116 施設	◎	
		234 名	250 名	318 名	◎	
48	インターンシップ受け入れ企業数	100 社	100 社(単年度)	193 社	◎	
【目標Ⅴ】だれもが安心して暮らせるまちづくり						
49	生きがい活動事業講座の延べ 参加者数	58,156 人	60,000 人 (30 年度末 までの平均)	63,707 人	◎	
50	アクティブチケット利用枚数 20,000 枚/年度	4,388 枚	20,000 枚/年度	73,699 枚	◎	
51	シルバーバンクのマッチング成功数	609 件	700 件	875 件	◎	
52	介護予防（二次予防）参加者数	1,392 人	1,800 人	1,319 人	▼	
53	シルバー人材センターの会員数	4,953 人	6,000 人	5,086 人	○	
54	市民活動サポートセンター利用登録 団体数	1,471 団体	1,971 団体	1,777 団体	○	
55	①介護者サロンの実施回数	26 か所	27 か所	27 か所	◎	
		269 回	550 回	923 回	◎	
	②介護者カフェの実施回数	未実施か所	4 か所	4 か所	◎	
56	自主防災組織の結成率	89.2%	95%	91.8%	○	
57	女性消防団員の数	58 人	130 人	74 人	○	
58	福祉のまちづくりモデル地区推進 事業への女性参加率 (児童・生徒以外)	27%	毎年度 30% 以上	48%	◎	
【目標Ⅵ】女性に対する暴力のないまちづくり						
59	性犯罪防止のための講座等受講者の 満足度	79.9%	90%	100%	◎	
60	刑法犯認知件数	14,643 件	12,440 件	10,958 件	▼	
【目標Ⅶ】男女が互いの性を理解・尊重し、健康な生活を営むことができるまちづくり						
61	女性の性と生殖に関する健康／権利 講座等の受講者の満足度	79.9%	90%	100%	◎	
62	乳がん検診、 子宮がん検診の 受診率	乳がん	22.2%	50%	24.4%	○
		子宮がん	30.4%	50%	29.9%	▼
63	特定保健指導の実施率 (法定報告値)	32.9%	60%	未確定	—	
64	市立中・高等学校における薬物乱用 防止教室開催数	61 校	427 校	366 校	○	

6 第3次プランでの取組と今後の課題

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

さいたま市では、市長を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置し、全庁的な取組として男女が対等に政策・方針決定の場に参画できるよう審議会等への女性委員の登用を促進しています。現行基本計画では、審議会等における女性委員の割合42%を目標に掲げており、平成30年3月末現在の女性登用率は、36.1%となっています。目標達成に向けて、今後一層の推進が必要です。

企業、政治、地域活動の分野においては、依然として古い慣習に従った組織運営がなされ、女性の意思決定過程への参画が進んでいないため、結果として、男女共同参画が進まない状況があります。

あらゆる分野における女性の参画については、広く意識されつつありますが各種組織の指導的地位に占める女性の割合は低くとどまっている状況です。

女性の活躍に向けての機運の高まりがある今、意思決定過程への女性の参画拡大の動きを更に加速していく必要があります。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女ともに仕事と生活の調和を実現することは、「M字カーブ問題」の解消や女性の参画の拡大を進める上で重要であり、さいたま市では、第2次プラン、第3次プランにおいて重点事項に掲げ、市民への意識啓発や事業所の取組の促進などを行い、さいたま市男女共同参画推進協議会において、実施状況、課題の認識等について外部評価を実施してきました。

しかしながら、さいたま市では全国と比べ、出産・子育て期における女性の労働力が低下している状況にあります。これらは多くの要因が複雑に関わっているものですが、勤務年数が重視されがちな年功的な処遇の下、長時間労働や転勤が当然とされるこれまでの男性中心の働き方を前提とする労働慣行が大きい要因であると考えられます。

また、女性の労働力低下の理由として、「子育て」による就労継続が困難であるとの認識はされているものの、「介護」「介護者支援」については、その認識が不十分であるため、一層の意識啓発の推進が必要となります。第4次プランでは、全ての市民がその能力を発揮でき、育児や介護等を担いながらも社会参画が継続できるようなくみづくりが必要であります。

(3) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し ————

さいたま市では、現行計画において「社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方ができるまちづくり」を目標に掲げ、意識啓発や講座の開催等に取り組んできました。

平成 28 年度にさいたま市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識に対する回答として、「反対」との回答が半数を上回る結果となりましたが、男性の傾向を見ますと、30 代が「反対」の割合がもっとも高く、60 代では「賛成」「反対」がほぼ同等、70 代では過半数以上が「賛成」と回答するなど、その意識は依然として根強く残っています。

性別役割分担意識の解消は、男女共同参画のあらゆる施策の基礎となるものであることから、子どもの頃からの家庭や学校教育での取組が重要となり、今後も引き続き意識啓発等の事業を推進する必要があります。

第 2 章



基本的な考え方

1 計画の目的

さいたま市の男女共同参画施策の今後の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

2 計画の基本理念

さいたま市では、平成 15 年 3 月に「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」を制定し、性別に関わりなく一人ひとりがお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会の実現を目指しています。

第 1 次プランから第 3 次プランへと掲げてきた基本理念を引き続き尊重し、計画を推進します。

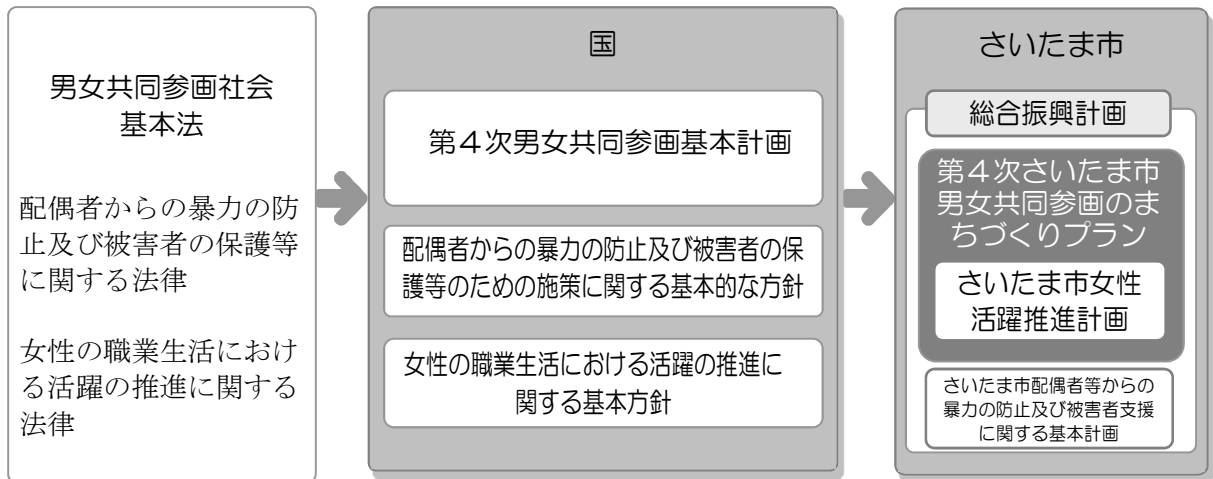
ひと ひと
女と男 市民一人ひとりが人権を尊重しあい
共に生きるさいたま市の実現



3 計画の位置付け

本計画は、「さいたま市総合振興計画」の分野別計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第10条第1項に基づく基本計画です。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく「さいたま市女性活躍推進計画」を包含するとともに、「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」と整合を図りながら推進していきます。

なお、計画の目標Ⅲ施策の方向1、目標Ⅳ施策の方向4、目標Ⅴ施策の方向2に係る部分については、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。



4 計画の期間

第4次プランの計画期間は、国や県の計画期間が5年間であること、また社会情勢の変化への対応や国の動向を踏まえた内容とするため、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間とします。

なお、計画期間中においても、男女共同参画社会基本法の改正や社会情勢の激変など、第4次プランを取り巻く状況が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを行います。

平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度	平成 32(2020) 年度	平成 33(2021) 年度	平成 34(2022) 年度	平成 35(2023) 年度
			第4次さいたま市男女共同参画の まちづくりプラン				
第2次さいたま市配偶者等からの暴力の 防止及び被害者の支援に関する基本計画							

5 計画の目標

「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の6つの基本目標（第3条）及び7つの基本的施策等（第9条）に基づき計画の目標を定め、施策・事業に取り組みます。

男女共同参画社会の実現のためには、引き続き解決しなければならない課題がある一方、新たな対応が必要である課題があることから、次の7つを計画の目標とします。

○計画の目標

- I 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり
- II 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり
- III 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり
- IV 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり
- V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり
- VI だれもが安心して暮らせるまちづくり
- VII 女性に対する暴力のないまちづくり



6 計画における重点事項

これまでの取組及び国、県の基本計画並びに社会経済状況の変化等を踏まえ、第4次プランでは、次の5項目を重点事項とします。

- (1) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (3) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援の充実
- (4) 女性の経済的自立に向けた取組の推進
- (5) 困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備

(1) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

固定的な性別役割分担意識は、若い年代ほど解消傾向が見られるものの、依然として根強く残っています。固定的な性別役割分担意識から脱却するためには、子どもの頃からの男女平等の理解を深めるための教育が重要であり、その教育が男女共同参画社会の基盤を作ることにつながります。

学校教育を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性や、性別に関わりなく男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育を推進するとともに、教育の内容が充実するよう、教育関係者を対象とした研修等の取組を推進します。

また、男女平等の理解を深めるためには、家庭教育も重要な役割を担うことから、保護者等を対象とした講座の開催などの学びの場を提供します。

さらに、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、公民館での講座など身近な地域における市民への学習機会の充実に取り組めます。

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されなければならない。また将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活気ある社会を構築するためには、あらゆる分野における女性の参画が必要不可欠です。女性活躍推進法の制定により、女性の活躍に向けての機運の高まりがある現状において、女性の参画の拡大の動きを更に加速させることが重要です。

さいたま市においては、審議会等委員への女性の積極的登用や女性職員の管理職への登用を促進しています。第4次プランに掲げた目標の達成に向けて、引き続き審議会等委員への女性の登用を推進します。

また、女性職員の管理職への登用については、女性が管理職になる過程として、研修等を通じたキャリア形成支援や計画的な育成が重要です。同時に、仕事と家庭生活を両立しながら活躍できるための職場環境の整備が必要です。

さらに、あらゆる分野において女性の参画を実現するためには、地域における各種団体や事業者に対し、女性の積極的登用と女性役職者の登用促進について働きかける取組が必要です。

(3) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援の充実

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、趣味や学習、地域活動への参画等を通じた自己実現を可能とするものであり、家族が安心して暮らすための責任を果たしていく上でも重要です。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識などから、家事や子育て・介護等における女性の負担が大きい状況が続いており、男性の家事・育児、介護等への参画や地域社会への貢献が十分ではない状況です。今後、男女が共に家庭・地域活動等へ参画するためには、子育てや地域活動に関する情報の提供や支援の充実に取り組みます。

また、高齢者人口の増加により要介護者数が増加し、現役世代の介護負担が重くなっている中、介護を理由とした離職や孤立した介護生活の防止、長期にわたる介護による心身のストレスの軽減など介護者に向けた支援にも取り組みます。

(4) 女性の経済的自立に向けた取組の推進

就業は、生活の経済的な基盤として経済的自立のために必要なことであるとともに、自己実現につながるものであり、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、男女共同参画の推進につながるものです。しかしながら、総務省の平成 28 年労働力調査によると、女性の非正規雇用者の割合は過半数を超え、正規の職員・従業員の仕事がないという不本意な理由により、非正規として就業している割合も 20 代後半から 30 代前半で高くなっています。だれもが安定した生活基盤を作れるよう、非正規から正規雇用への転換など、若年層や未婚の女性への経済的自立に向けた支援を推進します。

あわせて、女性が出産、子育て、介護等の理由により離職することなく、自らの希望により働き続ける選択ができるように、長時間労働の削減など、男性中心型の労働慣行の変革など職場環境整備を促す施策に取り組みます。

また、企業や各種団体と連携し、働く場における男女共同参画の取組を推進することが必要です。

(5) 困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備

厚生労働省が実施した平成 23 年度母子世帯等調査（平成 28 年度より「全国ひとり親世帯等調査」に名称変更）によると、全国のひとり親世帯数は増加傾向にあり、その内、母子家庭は平均所得額も低く経済的に不安定で、生活上の困難に陥りやすい状況にあります。生活上の困難に陥りやすいひとり親家庭の親子等が安心して暮らせるよう相談体制の充実や、世帯や子どもの実情に応じた支援に取り組みます。

また、生活基盤の確立のために、特に母子家庭の親に対する就業支援が必要であるとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、貧困の状況にある子どもへの教育の支援等を行います。

7 計画の体系



女性活躍 : 女性活躍推進計画関係

〔 基本施策 〕

①人権尊重・男女平等意識の啓発 ②男女共同参画に関する意識の啓発 ③各種調査・研究の実施

①国際理解・交流活動の推進 ②国際社会における男女共同参画に関する情報提供と学習機会の充実

①地域活動における男女共同参画の推進

①男女共同参画推進センター事業の充実

①性別による固定的な役割分担にとらわれない意識の啓発
②公民館・団体等における推進・啓発

①男性にとっての男女共同参画の意義の理解の促進
②男性の家庭生活・地域活動への参画の促進 ③男性にもたらされる重圧への支援

①家庭教育への取組 ②学校教育での取組

①人権尊重と男女共同参画の視点に立った表現の浸透と意識の向上の推進

①行政・審議会等への女性の積極的登用 ②事業者・団体による取組の促進

①男女共同参画に向けた人材発掘・育成

①仕事と生活の両立の促進 ②事業者等による取組の促進
③育児・介護休業等への理解と取得の促進

①介護支援者策の充実 ②子育て支援策の充実
③子育て情報の提供と学習機会の充実 ④保育施設等の整備・充実

①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進
②積極的格差是正措置の具現化に向けた取組の促進

①就業継続や再就職のための支援体制整備 ②起業等に対する支援
③女性のチャレンジ支援とキャリア教育の推進

①ひとり親家庭への支援 ②若年層への支援

①高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が暮らしやすい環境の整備
②高齢者、障害者の社会参加の促進 ③性的少数者（性的マイノリティ）の方への支援 ④外国人のための生活支援策の充実

①性に関する正しい認識と理解についての教育・学習機会の充実
②妊娠・出産・育児等に関する健康支援 ③からだと心に関する相談等の充実

①男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進

①女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進
②セクシュアル・ハラスメント防止に対する理解と対策の充実 ③行政・事業者・団体による取組の促進

①被害者の早期発見と相談体制の充実 ②被害者保護と自立支援の充実
③関係機関との連携協力 ④子どもへの支援

8 計画の推進について

(1) 推進の考え方 [市、市民、事業者の役割分担と連携・協働] ———●

「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」では、市・市民・事業者がそれぞれの役割を担い、協働して計画の推進にあたることと定められています。

本計画の推進にあたっては、市・市民・事業者のそれぞれが次の役割を担うこととします。

市 ◎施策の策定・推進 ◎市民・事業者との連携

○市民や事業者、市職員に対し「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の目標の浸透を図るとともに、市民や事業者の模範となるよう、自らの男女共同参画を積極的に推進する。

○市民一人ひとりが能力を発揮することができ、また、多様な生き方が選択できるような社会環境や条件の整備をすすめる。

○国や埼玉県などと十分な連携を図り、市民や事業者との協働のもとで男女共同参画のまちづくりに向けた施策を実施する。

市民 ◎日常生活での推進 ◎市の施策への協力

○一人ひとりが、家庭や職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野で、積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努める。

○固定的な性別役割分担意識を見直し、家庭生活や職業、地域活動などにおいて、権利と責任をともに分かち合う。

○男女共同参画のまちづくりに向けた市の取組について理解し、積極的に活動に参加する。

事業者 ◎事業活動での推進 ◎市の施策への協力

○地域社会の一員として、条例の趣旨などにのっとり、事業活動の中で積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努める。

○男女共同参画のまちづくりに向けた市の取組について理解し、積極的に協力する。

(2) 推進の具体的方法

次の5つの点に留意して計画を推進します。

① さいたま市男女共同参画推進本部

施策・事業を総合的かつ効果的に推進するため、全庁的な推進体制のもとに関係する各局区等が連携して取り組みます。

② 指標（数値目標）の設定

計画を推進するための指標（数値目標）を設定します。

③ 年次報告の作成と公表

毎年、数値目標の達成状況と各施策の実施状況を把握し、男女共同参画のまちづくりの推進状況と施策の実施状況を公表します。

④ さいたま市男女共同参画推進協議会

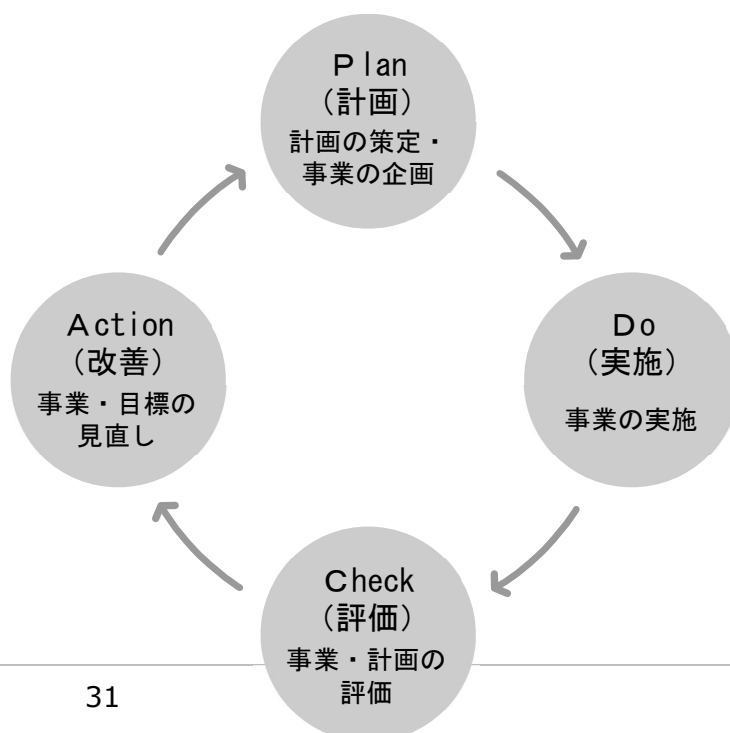
市長の諮問機関として、男女共同参画推進協議会が男女共同参画のまちづくりの推進に関する事項を調査・審議した結果を、施策に反映させます。また、施策の評価に客観性、公平性、多面性を持たせるため、男女共同参画推進協議会による外部評価を行います。

⑤ 事業・数値目標の見直し

法制度の整備や事業の進捗に伴う新たな取組の追加、数値目標の見直しなどについては、計画期間の途中であっても、必要な対応を行います。

9 計画の進行管理

計画期間中は、事業・取組について、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。進行管理では、庁内関係部局において、定期的に施策の進行状況を把握・点検・評価し、その状況に応じて事業・取組を適宜改善等していきます。





計画の内容

※事業番号は、第3次プランの事業番号を記載しています。

1 施策の展開

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

男女共同参画社会を実現するために、男女の性別に関わる固定観念や偏見、不平等が存在することから、その解消に向けた施策が主体になるものの、男女の性別に関わる基本的な認識の中に性的少数者（性的マイノリティ）の存在を常に意識し、あらゆる立場の人々が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会に向けて、人権尊重のまちづくりを進めます。

そのため、今後も引き続き、男女共同参画についての理解や性の多様性の更なる理解を促進し、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、教育・学習・啓発の機会の充実を図ります。

施策の方向1 人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究

男女共同参画に関する理解が深まるとともに性的少数者（性的マイノリティ）等、あらゆる立場の人々が、個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

そのため、今後も引き続いて、男女平等についての理解や性の多様性の更なる理解を促進し、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、教育・学習・啓発の機会の充実を図ります。

また、男女の固定的な性別役割分担意識などの課題を分析するため、市民意識調査を実施し、分析・公表するとともに、様々な調査・研究の結果を広く活用していきます。

① 人権尊重・男女平等意識の啓発

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
2	人権についての啓発パンフレット作成・配布	<p>様々な人権問題の解決のため、同和問題、女性・子ども・障害のある人・高齢者・外国人などの人権問題について理解を図るための資料を作成します。</p> <p>【数値目標】 「啓発冊子・パンフレットの作成・配布数」 5,600部（平成29年度末） →5,800部（平成35年度）</p>	人権政策推進課
3	人権セミナー・講座等の開催	<p>市民の人権尊重意識の普及・高揚を図るため、市民に対して人権問題の講演会を開催します。</p> <p>【数値目標】 「人権啓発講演会のアンケートにおける、人権問題についての関心や理解が「深まった」「少し深まった」割合」 94.8%（平成29年度末） →96%（平成35年度）</p>	人権政策推進課
4	性の多様性への理解の促進	性同一性障害など自分の性別に違和を感じる人々や同性愛、両性愛といった異性愛以外の性的指向を持つ人など、性の多様性についての理解を促進するための講座などを実施します。	男女共同参画課
70	職員ハンドブックによる啓発	男女共同参画の視点を持って業務にあたるための指針として、職員ハンドブックを作成・配布します。	男女共同参画課
175	学校における人権教育の推進	様々な人権問題の解決に向けて、学校における児童生徒及び教職員の人権意識の高揚を図るとともに、様々な人権問題を解決していこうとする児童生徒を育成します。学校人権教育研修会・講演会の支援、人権標語・人権作文の募集及び表彰、実践事例集・人権文集・人権ニュースの発行等に取り組みます。	人権教育推進室



② 男女共同参画に関する意識の啓発

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
6	男女共同参画に関する講座・講演会の開催	男女共同参画に関する講座・講演会を開催します。	男女共同参画課
8	男女共同参画に関する各種資料・情報の提供	男女共同参画に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。	男女共同参画課
9	職員研修等の実施	職員の男女共同参画に関する知識を深め、意識の啓発を図るため、職員研修などを実施します。	男女共同参画課
10	男女共同参画週間の周知	男女共同参画社会基本法の制定にちなんで全国的に実施される男女共同参画週間の周知のため、記念講演会の開催、広報、ホームページにおける啓発などを行います。	男女共同参画課
20	男女共同参画に関する法令の周知	女子差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法、DV防止法、男女雇用機会均等法など、男女共同参画に関する法令及び男女共同参画社会基本法の理念を踏まえて制定した、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」等の周知を行います。	男女共同参画課
26	広報誌等による情報提供及び啓発	男女共同参画社会情報誌「Y o u & M e ～夢～」、男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」、市報、ホームページなどに男女共同参画に関する情報を掲載します。	男女共同参画課
150	地域活動における男女共同参画の啓発	地域活動や交流の場を利用して男女共同参画の啓発活動を行います。 【数値目標】 「啓発活動実施回数」 3回／年度（平成29年度） →3回以上／年度（平成35年度）	男女共同参画課
18	図書館資料情報の提供	中央図書館内「市民活動支援コーナー」に「男女共同参画コーナー」を設け、ジェンダーや女性論、家族や結婚・離婚に関する本などを収集し、情報の提供を行います。 【数値目標】 「男女共同参画コーナーに受入を行った1年間あたりの本の冊数」 34冊（平成29年度末）→40冊（平成35年度）	中央図書館資料サービス課

③ 各種調査・研究の実施

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
42	市民意識調査の実施	市民の意識や実態を把握し、今後の男女共同参画施策の推進に向けた基礎資料とするため、市民意識調査を実施します。	男女共同参画課

施策の方向2 男女平等の国際的規範・基準の取り入れと周知

国内における男女共同参画を推進する取組は、国際社会の取組と密接に関係していることから、市民の国際理解を深めるため、男女平等に関する国連の動向や諸外国の女性の状況等について情報提供や学習機会の提供に努めます。

① 国際理解・交流活動の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
211	国際社会への理解を深めるイベント・講座等の開催	市民を対象に国際友好フェアや日本語スピーチ大会を開催します。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」補助事業	観光国際課
213	NPO/NGOとの協力・連携	NPO・NGO団体と協力・連携し、市民が参加できるイベントなどを開催します。	観光国際課
215	外国人市民委員会の開催	市内在住外国人市民の市政への参加推進や諸問題について話し合い、要望や意見をまとめ、市長に提言を行います。	観光国際課

② 国際社会における男女共同参画に関する情報提供と学習機会の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
218	世界の女性の問題に関する情報提供・学習機会の提供	世界の女性を取り巻く問題や現状を知るための情報収集・提供、学習機会の提供を行います。	男女共同参画課
216	国際理解・平和に関する講座の開催	国際理解・平和に関する講座を開催します。	生涯学習総合センター・公民館
220	国際理解講座の開催	海外の習慣や文化などの違いについて理解を深めるための講座を開催します。	観光国際課

施策の方向3 市民・事業者との連携の推進

広範かつ多岐にわたる取組を着実に展開し、実効性を確保するため、さいたま市独自で取組を推進していただくだけではなく、働く場においては、国、県、経済団体、労働団体等の関係機関と連携して、また、地域活動の場においては、市民やNPO、企業等とも連携を密にしながら、取組を推進していきます。

市民やNPO、町内会、地域団体、企業等と緊密な連携を図るために、情報提供の充実やネットワークづくりの支援に努め、それぞれが果たすべき役割を担いながら、協働して男女共同参画を推進します。

① 地域活動における男女共同参画の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
224	苦情処理制度の充実	男女共同参画に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響があると認められる施策に対する苦情の申出を処理する制度について、広く市民などが利用できるよう周知を図るとともに、苦情の申出に対して適切かつ迅速に処理します。	男女共同参画課
30	男女共同参画推進団体の活動への支援	男女共同参画推進団体で組織される協議会が企画・運営する「女・男フェスタさいたま」の開催を支援します。また、団体に対し、男女共同参画に関する情報の提供を行います。 【数値目標】 「協議会の加盟団体数」 32 団体（平成 29 年度末） →33 団体（平成 35 年度末）	男女共同参画課
225	事業者等との連携	事業者等と連携し、男女共同参画の推進に資する取組を実施します。	男女共同参画課

施策の方向 4 男女共同参画推進センター機能の充実

市の男女共同参画推進センターは、男女共同参画を推進する拠点施設として、市民や企業の啓発、地域活動市民活動の支援、情報発信などに努めるとともに、更なる機能強化を図ります。

また、男女共同参画の必要性を広く市民が共感できるよう、男女共同参画推進センターを中心に区役所や公民館等とともに地域の取組をサポートし、全市的に広がりのある啓発や学習機会の提供、情報発信を進めます。

① 男女共同参画推進センター事業の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
226	相談事業の充実	<p>様々な悩みを抱えている方からの相談を通して、性別にとらわれず自分らしく生きていけるように対応します。</p> <p>【数値目標】 「相談等に携わる職員の研修等の開催回数」 12回（平成 29 年度末） →15 回／年度（平成 35 年度）</p>	男女共同参画課
147	団体・交流支援事業の充実	男女共同参画推進に関わる団体への情報提供や団体間の連携、交流に向けたネットワークづくりの促進などの支援を充実するとともに、センターでの活動を支援します。	男女共同参画課
229	事業検討委員会の設置	男女共同参画推進センターの運営及び事業について検討する委員会を設置し、市民意見を事業に反映します。	男女共同参画課
17	男女共同参画に関する学習グループの支援	男女共同参画推進センターなどの活動場所及び情報を提供することにより、男女共同参画に関する学習グループなどを支援します。	男女共同参画課

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

男女共同参画社会の形成にあたっては、性別による固定的な性別役割分担意識の解消や、旧来から続く社会制度・慣行の見直しに取り組むことが重要です。それらに向けての意識改革は、職場、学校、地域、家庭などで進めていく必要があり、一人ひとりが身近な問題として捉えられるよう、あらゆる機会・媒体を活用して、わかりやすく啓発し、様々な情報提供を行います。

また、性別による固定的な役割分担に捉われない意識が醸成されるよう、家庭教育や学校教育、生涯学習において、男女平等について学ぶ教育を進めます。また、男女が共に生活、経済、精神的に自立し、多様な生き方を選択できる力を育む教育を目指します。

さらに、様々な形態のメディアを介し、多くの情報があふれている社会において、メディアを読み解き活用する能力（メディア・リテラシー）の向上を図るとともに、広報や出版物などの情報発信において、男女の人権を尊重した表現が行われるよう推進します。



施策の方向 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

多様な生き方の選択が可能な男女共同参画社会の実現に向けて、個人の生き方の制約につながりかねない慣習やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担を見直し、性別による固定的な役割分担にとらわれない意識を醸成し、男女が対等な関係を築くため、あらゆる世代に対し、様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。

① 性別による固定的な役割分担にとらわれない意識の啓発

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
25	男女共同参画の視点からの慣行の見直し	差別を許さない市民運動強調月間・週間、人権相談の実施など人権問題に関する情報を市報などに掲載し、市民の理解と認識を深めるとともに、人権問題の解決を図ります。 【数値目標】 「市報への掲載回数」 12回（平成29年度末）→12回（平成35年度）	人権政策推進課
6	【再掲】 男女共同参画に関する講座・講演会の開催	男女共同参画に関する講座・講演会を開催します。	男女共同参画課
8	【再掲】 男女共同参画に関する各種資料・情報の提供	男女共同参画に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。	男女共同参画課
26	【再掲】 広報誌等による情報提供及び啓発	男女共同参画社会情報誌「You & Me～夢～」、男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」、市報、ホームページなどに男女共同参画に関する情報を掲載します。	男女共同参画課

② 公民館・団体等における推進・啓発

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
27	市民コミュニティづくり事業の充実	生涯学習総合センターにおいて、講座から誕生した生涯学習相談ボランティアによる学習相談を行います。公民館においては、市民団体との協働による子育てサロンの運営を行います。	生涯学習総合センター ・公民館
28	公民館での託児の実施	子育て中の方でも、生涯学習総合センター及び公民館での講座に参加できるよう、託児付き講座の充実を図ります。	生涯学習総合センター ・公民館
16	男女共同参画の視点に立った講座の企画・運営	男女共同参画社会への理解を深めるため、生涯学習総合センター及び地区公民館において男女共同参画の視点に立った講座を開催します。	生涯学習総合センター ・公民館

施策の方向2 男性にとっての男女共同参画の推進

男性が家庭生活と仕事、地域生活等を調和（ワーク・ライフ・バランス）させ自立した生活を送ることができるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、男性の家事・育児・介護、地域活動への参画を促進する積極的な取組を進めるために、男女共同参画についての理解を促進するための学習機会の提供と啓発、男性の育児・家事・介護能力を高めるための支援を進めるとともに、育児休業や介護休業取得のための支援など、男性が家庭責任を担える就業環境の整備や社会的気運の醸成にも取り組んでいきます。

① 男性にとっての男女共同参画の意義の理解の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
32	男性のための講座の開催	男性の家庭・地域生活への参加等、男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するための講座を開催します。	男女共同参画課

② 男性の家庭生活・地域活動への参画の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
38	出産前教室の実施	初めてお産をする妊婦とその夫を対象に、妊娠・出産・産褥及び育児に関する講義や実習などを各区役所で実施します。	地域保健支援課
35	パパサンデーなど父親の子育て参加の推進	父親を対象とした家事・育児参加を促進する講座・イベントなどを、協働や他事業との連携により、開催します。	子育て支援政策課
36	保育士・幼稚園教諭体験の拡大	父親等の子育て参加を推進するため、市内の保育施設・幼稚園における父親等の1日保育士・幼稚園教諭体験事業を実施します。	保育課

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
39	親子教室の開催	児童センターの自主事業として保健師による健康の話、赤ちゃん体操や手遊び、絵本の読み聞かせ、工作など様々な教室を開催します。	青少年育成課
59	父子手帖の発行及び配布	父親の子育て参加の契機とするため、父子手帖を発行・配布します。	子育て支援政策課
67	育児休業・介護休暇取得の促進	さいたま市職員の育児休業、育児短時間勤務、部分休業、介護休暇の取得を促進します。 【数値目標】 「男性の育児休業取得率 ※教職員除く」 12.1%（平成 29 年度） →13.0%（平成 32 年度）	人事課
37	育児・介護休業制度の普及・啓発	育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課

③ 男性にもたらされる重圧への支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
226	【再掲】 相談事業の充実	様々な悩みを抱えている方からの相談を通して、性別にとらわれず自分らしく生きていけるように対応します。 【数値目標】 「相談等に携わる職員の研修等の開催回数」 12 回（平成 29 年度末） →15 回／年度（平成 35 年度）	男女共同参画課

施策の方向3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実【重点事項1】

男女平等意識が浸透した社会を目指すには子どもの頃からの男女平等教育が重要であるため、次代を担う子ども達が性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を十分発揮できるように成長し、将来を見通して自己形成できるよう、男女平等教育を推進します。また、学校教育、幼児教育、社会教育など、あらゆる教育関係者に対する研修の充実を図ります。

全ての市民が相互に認め合い、支え合う人権尊重社会の形成に向け、市民一人ひとりが人権尊重への理解を深められるよう、人権教育を推進します。また、男女の固定的な性別役割分担意識を問い直し、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を向上させるため、性別に関わりなく一人ひとりの個性と能力を大切にする生涯学習を充実します。

① 家庭教育への取組

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
11	親の学習、家庭教育学級等の実施	子育て中の親同士が自分自身や子育てについて改めて考え、様々な学びを通して気付くことにより、親として成長することを目的としたワークショップ形式による親の学習事業や、家庭における子育てについて理解を深める講座などを実施します。 【数値目標】 「親の学習事業の男性参加者の中で満足と回答した割合」 73.3%（平成28年） →76.9%（平成32年）	生涯学習総合センター・公民館
12	家庭教育、子育てセミナー等の開催	小学校の就学時健診や中学校の入学説明会などの機会を活用し、保護者を対象に、家庭教育に関する講座を開催します。	生涯学習振興課

② 学校教育での取組

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
175	【再掲】 学校等における 人権教育の推進	様々な人権問題の解決に向けて、学校における児童生徒及び教職員の人権意識の高揚を図るとともに、様々な人権問題を解決していこうとする児童生徒を育成します。学校人権教育研修会・講演会の支援、人権標語・人権作文の募集及び表彰、実践事例集・人権文集・人権ニュースの発行等に取り組みます	人権教育 推進室
58	キャリア教育の 推進	生徒が主体的に進路選択できる資質を育成するためのワークシートの作成・配付や、中・高等学校の教員を対象とした「さいたま市進路指導・キャリア教育連絡協議会」を開催するなど、各学校と協働し、進路指導・キャリア教育を推進します。	指導 1 課
124	さいたま市中学生 職場体験事業 「未来(みら) くるワーク体験」	市立中学校・特別支援学校の生徒に、勤労観、職業観を育み、学ぶことの意義を考える機会となる、さいたま市中学生職場体験事業「未来(みら)くるワーク体験」を実施する。 【数値目標】 「仕事をする人は人の役に立つことだと思うと回答した生徒の割合」 89.1% (平成 29 年度末) →94.8% (平成 35 年度)	生涯学習 振興課

施策の方向4 メディアにおける男女共同参画の推進

メディアにおける人権尊重を促進するため、市民がメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力）を向上させるための支援と、メディア関係者の自主的な取組が進むよう、男女共同参画の視点の主旨を正しく理解し、適切な広報活動を行います。

① 人権尊重と男女共同参画の視点に立った表現の浸透と意識の向上の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
22	男女共同参画の視点に立った広報・出版物の作成	人権尊重・男女共同参画の視点に立った、広報・出版物を作成するため、「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を周知します。	男女共同参画課
22	男女共同参画の視点に立った広報・出版物の作成	人権尊重・男女共同参画の視点に立った、広報・出版物を作成します。	全庁
23	メディア・リテラシー向上のための啓発、講座の開催	男女共同参画の視点からメディアを読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー）に関する啓発及び講座などを実施します。	男女共同参画課
24	情報モラル教育の推進 （旧：メディアリテラシー教育の推進）	全ての市立小・中・高等・特別支援学校での「携帯・インターネット安全教室」や、教職員を対象とした情報モラル関連の研修を開催する。また、教育研究所WEBページにおいて、情報モラルを学ぶことができる学習サイト「ス学(マナビ)」を公開する。さらに、「学校非公式サイト」などの継続的な監視と削除依頼を実施します。 【数値目標】 「学校非公式サイト等監視業務における児童生徒による不適切な書き込みの削除率」 76.2%（平成29年度末） →90.0%（平成35年度）	教育研究所

目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

政策・方針決定過程における女性の参画促進は、女性の活躍を推進し、社会経済を活性化させるといった観点だけでなく、男女が互いに対等な立場で、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するために重要です。

多様な価値観と発想を取り入れるため、政治・経済・地域など、様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、市が積極的に事業者や団体などへ働きかけを行うことが必要です。今後においても、あらゆる機会を通じて市民及び事業者と協力して、意欲と能力のある女性が職場で活躍することができるよう積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に努めます。

施策の方向 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大【重点事項2】 **女性活躍**

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会や行政委員会等の委員への女性の選任に取り組むとともに、市の女性職員については、地方公務員法や、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用に取り組めます。

市の関係団体や、市が補助金を交付する経営者団体・協同組合等に対して、方針の立案及び決定に女性の参画が拡大するよう働きかけます。

① 行政・審議会等への女性の積極的登用

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
43	審議会等委員への女性の登用促進	男女共同参画推進本部の開催、事前協議の実施、登用計画書の作成などを通じて、審議会等への女性登用を促進します。 【数値目標】 「女性の割合を42%以上とする、女性のいない審議会等を0にする」 36.1%、2件（平成29年度末） →42.0%、0件（平成35年度）	男女共同参画課 全庁
46	審議会等委員の市民公募の実施	審議会等委員の市民公募を実施し、男女が共に市政に参画する機会の拡大に努めます。 【数値目標】 「公募委員登用可能な審議会等の公募委員登用率」 未調査 →20%以上（平成35年度）	総務課 全庁

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
44	女性職員の管理職への登用促進	女性職員の管理職への登用を促進します。 【数値目標】 「管理職女性登用率」 一般行政職 11.2% (平成 29 年 4 月 1 日現在) →一般行政職 14.0% (平成 33 年 4 月 1 日現在)	人事課
44	女性職員の管理職への登用促進	教育委員会における女性職員の管理職への登用を促進します。	教職員 人事課
45	市の女性職員の職域拡大	女性職員があらゆる分野で能力を発揮できるよう職域の拡大に努めます。 【数値目標】 「消防職の女性職員の採用割合（4年間総採用者数）」 消防職 4.3% (平成 28 年度末) →消防職 14.0% (平成 35 年度)	消防職員課
45	市の女性職員の職域拡大	女性職員があらゆる分野で能力を発揮できるよう職域の拡大に努めます。 【数値目標】 「企業職の女性職員の配置割合」 企業職 12.7% (平成 28 年度末) →企業職 13.7% (平成 35 年度)	水道総務課

② 事業者・団体による取組の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
47	積極的格差是正措置 (ポジティブ・アクション) の周知	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、ポジティブ・アクションの周知を図るため、働く人の支援講座(労務実務関連講座)の実施やホームページでの周知を行います。	労働政策課

施策の方向2 あらゆる分野における女性の参画の拡大

あらゆる分野の意思決定過程に女性が参画できるよう、企業や地域等における女性の参画を促進します。

地域で活躍が期待できる新たな人材を対象に、リーダーに求められる資質向上の機会を提供するとともに、新たな女性リーダーの活動を後押しできるような環境づくりを進めるなど、地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進します。

また、女性の意欲と能力を生かし、社会の様々な分野で活躍できるよう、再就職や起業を支援します。

① 男女共同参画に向けた人材発掘・育成

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
53	人材リストの作成と活用	さいたま市内で活躍している女性の人材情報を広く収集し、次の目的のために活用します。 (1) さいたま市の審議会等の委員への登用 (2) さいたま市が主催する講演会の講師選定	男女共同参画課
150	【再掲】 地域活動における男女共同参画の啓発	地域活動や交流の場を利用して男女共同参画の啓発活動を行います。 【数値目標】 「啓発活動実施回数」 3回／年度（平成29年度） →3回以上／年度（平成35年度）	男女共同参画課

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

人々の価値観やライフスタイルが多様化する中で、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は、一人ひとりの生活を豊かにするとともに、事業所においても優秀な人材の確保や生産性の向上、さらには社会経済の活性化にもつながります。

ワーク・ライフ・バランスを実現するため、性別による固定的な役割分担意識の解消や、これまでの仕事中心の生き方や長時間労働の見直しなど、社会全体の意識改革を進めます。

そのため、男女がともに育児や介護などに取り組み、家庭生活や、地域社会への参画を図りながら働き続けることができるよう、ライフスタイルに応じた多様な働き方の啓発や、子育て支援・介護サービスの充実に努めます。また、男性の家事・子育て・介護、地域活動への積極的な参加を促す取組を進めます。

施策の方向 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

長時間労働の削減や労働生産性の向上など働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について関係機関と連携して周知するとともに、労働基準法、育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用を促進するため、企業等におけるワーク・ライフ・バランスを実現するための取組が推進されるよう支援を行います。

① 仕事と生活の両立の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
31	ワーク・ライフ・バランス出前講座の開催	事業所等を対象に、ワーク・ライフ・バランスの考え方や実践的な取り組みなど、「働きやすい職場」についての講座を開催します。	男女共同参画課
60	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する講座の開催	男女共同参画推進センター及び事業所などにおいて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する講座・講演会を開催します。 【数値目標】 「ワーク・ライフ・バランスを意識した受講生の割合」 87.4%（平成 29 年度末） →90%（平成 35 年度）	男女共同参画課

② 事業者等による取組の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
61	子育てを支援している企業への入札制度における優遇措置	建設工事競争入札参加資格審査における等級区分において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ提出した「市内に本店を有する企業」に発注者別評価点を加点します。	契約課
62	事業所内保育事業推進事業	企業等が、既存の事業所内保育施設において地域の児童の受入枠を設ける場合、または新規に事業所内保育事業を実施する場合の施設整備に係る支援、運営費の補助を行います。	のびのび 安心 子育て課
64	積極的な取組を行っている事業者への表彰制度の実施	男女共同参画の推進に関する積極的な取組を行っている市内の事業者を表彰し、その取組を広く周知します。 【数値目標】 「表彰事業者数」 5事業者（平成29年度末） →3事業者程度／年度（平成35年度）	男女共同 参画課
63	「CSRチェックリスト」の活用による意識啓発	「CSR（企業の社会的責任）チェックリスト」の活用により、ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方への支援に関する意識啓発を、市内中小企業に対して促します。 【数値目標】 「CSRチャレンジ認証企業数」 10社（平成29年度） →25社／年度（平成30年度～平成32年度）	経済政策課
59	【再掲】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進事業	ワーク・ライフ・バランスの理解と意識啓発を推進するため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課
65	労働法規等への理解の促進	労働法等に関する正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課
66	労働時間短縮のための啓発	定時退社の促進など労働時間短縮のための意識啓発を行うため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課

③ 育児・介護休業等への理解と取得の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
67	【再掲】 育児休業・介護休業取得の促進	さいたま市職員の育児休業、育児短時間勤務、部分休業、介護休暇の取得を促進します。 【数値目標】 「男性の育児休業取得率 ※教職員除く」 12.1%（平成 29 年度） →13.0%（平成 32 年度）	人事課
37	【再掲】 育児・介護休業制度の普及・啓発	育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課

施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実

【重点事項3】女性活躍

子育てに関する不安や負担感を解消し、男女がともに子育てと仕事や地域活動などを調和させることができるよう、保育園等への入園待機児童の解消を目指した受入枠の拡大と保育人材の確保の促進、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などのきめ細かな子育て支援策を推進します。介護を社会的に支援するため、介護の担い手への支援や介護サービスの供給量の確保など、介護支援策の充実を図ります。

① 介護者支援策の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
83	介護に関する情報提供と相談の充実	介護保険事業等に関する情報提供を実施します。また、各区役所に介護保険相談員を配置し、介護相談を行います。	介護保険課
84	認知症サポーター養成事業	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となる、認知症サポーターの養成や周知・啓発を行います。 【数値目標】 「認知症サポーター養成数」 62,719人（平成29年度末） →今後3年間で24,600人養成	いきいき長寿推進課
152	介護者サロン・カフェの充実（介護者支援体制充実事業）	介護をしている人が悩みや疑問を語り合う介護者サロン・カフェを設置するとともに、介護者サロン実施主体の地域包括支援センターを広く周知します。 【数値目標】 ①介護者サロンの実施回数 ②介護者カフェの実施か所数 ③地域包括支援センターの認知度 ①923回、②4か所（平成29年度末） →①980回、②8か所（平成35年度） ③検証・指標の設定	いきいき長寿推進課
86	介護保険関連施設等の整備促進	在宅での介護が困難な高齢者が必要なサービスを受けられるよう、民間事業者による整備の促進を図るため、施設建設費等の一部助成などを行います。 【数値目標】 「施設の定員」 7,824人（平成29年度末） →8,481人（平成32年度）	介護保険課

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
85	生活支援 ショートステイ の実施	介護保険制度によるサービスを受けられない場合などを対象に、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設への短期入所サービスを実施します。	高齢福祉課
88	レスパイト サービスの実施	知的障害児（者）の介護者を一定期間介護から解放し、心身のリフレッシュを図るために知的障害児（者）を一時的に生活ホームで預かります。	障害支援課

② 子育て支援策の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
38	【再掲】 出産前教室の 実施	初めて出産する妊婦とその夫を対象に、妊娠・出産・育児に関する講義・実習等を各区役所で実施します。	地域保健 支援課
71	育児学級の開催	おおむね生後2～3か月の児とその保護者を対象に、育児について学び、親子のふれあいや親同士が交流する場を提供し、子どもの発育・発達や母子の愛着形成などの情報を発信し、「育児学級」を各区役所で実施します。 【数値目標】 「教室の内容理解度」 78.3%（平成29年度末） →80%以上（平成35年度）	地域保健 支援課
76	ファミリー・ サポート・ センターの充実	育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助を行いたい方（提供会員）からなる会員組織で、会員による相互援助活動の調整などをアドバイザーが行います。	子育て支援 政策課
77	子育てヘルパー 派遣事業	体調不良などで昼間、家事や育児の手伝いをしてくれる方がいない子育て世帯にホームヘルパーを派遣し、家事・育児支援を行います。	子育て支援 政策課
78	子どもショート ステイ事業	疾病、疲労、怪我、看護、冠婚葬祭、出張、災害などの理由により、家庭における養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設などに空きがある場合、児童を短期間預かります。 【数値目標】 「契約施設数 6施設」 6施設（毎年度契約）（平成29年度末） →毎年度6施設と契約（平成31年度）	子育て支援 政策課
79	小児救急医療 体制の充実	子どもが急病のときに看護師などがアドバイスを行う「さいたま市子ども急患電話相談」を実施します。また、市民向け医療機関情報検索サイト「さいたま市医療ナビ」を公開します。	地域医療課

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
75	子育て支援拠点 施設整備・ 運営事業	3歳未満の児童及びその保護者が、気軽に集い交流を図れる場を提供するとともに、保護者に対し育児不安などについての相談指導を実施します。	子育て支援 政策課

③ 子育て情報の提供と学習機会の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
72	子育て情報の 提供	子育て応援ダイヤルの実施、子育て応援ブックなどの情報誌の発行、子育て専用のホームページ「さいたま子育てWEB」の運営など、市内の子育てに関する情報を集約し、広く提供します。	子育て支援 政策課
74	子育て支援 ネットワークの 充実	市民サービスの向上を図るため、子育て支援関係機関、団体等が連携し、子育て支援に係る様々な課題について情報を共有し、意見交換を行います。	子育て支援 政策課
39	親子教室の開催	児童センターの自主事業として保健師による健康の話、赤ちゃん体操や手遊び、絵本の読み聞かせ、工作など様々な教室を開催します。	青少年 育成課
202	ふれあい親子 支援事業	子育てに関する悩みを抱える母親同士が、話し合いを通して不安を解決できるよう支援を行い、虐待の防止や早期発見に取り組みます。	地域保健 支援課

④ 保育施設等の整備・充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
62	【再掲】 事業所内保育事業推進事業	企業等が、既存の事業所内保育施設において地域の児童の受入枠を設ける場合、または新規に事業所内保育事業を実施する場合の施設整備に係る支援、運営費の補助を行います。	のびのび 安心 子育て課
110	認可保育所の 延長保育・ 一時預かり事業	子育てと仕事の両立を支援するため、認可保育所における延長保育及び一時的に家庭での育児が困難な場合や保護者の育児疲労の解消に対応するため、一時預かり事業を拡充します。	保育課
111	病児保育室の 拡充	保育所などを利用中の児童が、病気又は病気回復期のため集団保育が困難な時期に、病院又は保育所などの専用スペースで一時的に預かる「病児保育」の実施施設を拡充します。 【数値目標】 「病児保育室施設数」 9施設（平成30年4月1日） →12施設（平成32年度）	のびのび 安心 子育て課
113	認可保育所等の 拡充	女性の社会進出を進め、子育てと仕事の両立を図るため、施設整備に要する費用の一部補助等により民間活力を利用した認可保育所等の設置を支援し、促進することで、保育所等利用待機児童の解消を図ります。 【数値目標】 「保育所等利用待機児童数」 315人（平成30年4月1日） →0人（平成32年度）	のびのび 安心 子育て課

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
114	私立幼稚園 預かり保育事業 の充実	<p>私立幼稚園の正規の教育時間の前後に実施する「預かり保育事業」に対して補助金を交付します。</p> <p>また、一定の要件を満たす幼稚園（「子育て支援型幼稚園」）の認定制度を創設し、その普及を促進します。</p> <p>【数値目標】 「子育て支援型幼稚園の認定園数」 →35園（平成32年度）</p>	幼児政策課
115	放課後児童健全 育成事業	<p>児童福祉法に基づき、公設及び民設の放課後児童クラブにおいて、就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成・指導を行います。</p> <p>【数値目標】 「利用ニーズに対する入所者の割合」 96.6%（平成30年4月1日） →100%（平成35年度）</p>	青少年 育成課
116	障害児保育の 充実	<p>障害のある子どもを幅広く認可保育所で受け入れ、集団保育の中での健全な成長・発達を促します。</p>	保育課

目標Ⅴ 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり

豊かで活力ある社会の実現に向け、結婚・出産・子育てなど転機を迎えるに当たり、女性自らが希望する生き方を実現し、職場や家庭など様々な場面で個性と能力を発揮し、活躍できる働きやすい環境づくりを進めていきます。

そのため、働くことを希望する人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮することができるよう、均等な機会と待遇の確保を進めると同時に、女性が働くことへの周囲の理解や、多様で柔軟な働き方への支援を図ります。また、子育てや介護等を理由に離職した後の再就職支援、能力開発の支援などの働きたい女性が働き続けられる環境づくりを進めます。

施策の方向 1 働く場における男女の均等待遇の促進

女性活躍推進の必要性を企業に広く働きかけていくため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、女性活躍に取り組む企業を評価する取組や企業における女性のキャリアアップ支援などを行います。

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保を更に推進するとともに、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、女性の活躍推進に取り組む事業者に対するインセンティブの拡充や、国や県などと連携した取組により、事業者による積極的改善措置などの取組を促進します。

① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
92	職務・職場の固定的性別役割分担意識の見直し	職員研修の開催、男女共同参画職員ハンドブックの配布などにより、職務・職場における固定的な性別役割分担意識の見直しを促進します。	男女共同参画課 全庁
89	男女雇用機会均等法の普及・啓発	男女雇用機会均等法に関する正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座(労務実務関連講座)の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課
90	採用時における男女平等意識の啓発	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、男女均等な採用選考の意識啓発を図るため、働く人の支援講座(労務実務関連講座)の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課

② 積極的格差是正措置の具現化に向けた取組の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
47	【再掲】 積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）の周知	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、ポジティブ・アクションの周知を図るため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施やホームページでの周知を行います。	労働政策課
64	【再掲】 積極的な取組を行っている事業者への表彰制度の実施	男女共同参画の推進に関する積極的な取組を行っている市内の事業者を表彰し、その取組を広く周知します。 【数値目標】 「表彰事業者数」 5事業者（平成29年度末） →3事業者程度／年度（平成35年度）	男女共同参画課
93	女性技術者を雇用している企業への入札制度における優遇措置	建設工事競争入札参加資格審査における等級区分において、女性技術者を雇用している「市内に本店を有する企業」に発注者別評価点を加点します。	契約課



施策の方向 2 女性の経済的自立に向けた取組の推進【重点事項 4】女性活躍

働きたい女性が仕事と出産・子育て・介護等の二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けることができるよう、女性のキャリアアップ・能力向上のための研修や労働関係の情報提供などを行います。

また、国や県などと連携を図りながら、男女がともに希望に応じた多様で柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働きや能力に応じた処遇・労働条件を確保できる就業環境を整備するとともに、再就職や起業を含めた多様な雇用・就業形態へのニーズを踏まえ、就業機会の拡大と就業支援に取り組みます。

① 就業継続や再就職のための支援体制

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
91	女性労働に関する情報の収集・提供	女性の労働に関する図書やチラシなどの情報を収集するとともに、貸出し・提供します。	男女共同参画課
91	女性労働に関する情報の収集・提供	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、女性労働に関する情報を提供するため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）を実施します。	労働政策課
95	再就職支援のための講座等の開催	女性の再就職支援をテーマとした講座・講演会を開催します。	男女共同参画課
98	女性の再就職支援	すぐにでも再就職したい方から、再就職への不安をお持ちの方まで、子育て世代をはじめとした女性求職者の多様なニーズに応える就労支援を実施します。 【数値目標】 「ワークステーションさいたまにおけるワンストップ就職支援サービス利用者数」 9,156人（平成29年度末） →9,600人（平成32年度）	労働政策課
118	働く女性の妊娠・出産に関する法令の普及	働く女性の妊娠・出産に関する法令の普及・周知のため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課
120	働く女性のための講座などの開催	女性の就業継続の促進や、労働法などの正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座を実施します。	労働政策課
122	パートタイム労働者等の労働条件整備の普及・啓発	パートタイム労働法等の普及・啓発のため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課

② 起業等に対する支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
99	女性と若者の創業支援事業	<p>創業を目指す女性や若者に対して、窓口相談・専門家派遣の実施、創業セミナーの開催、ビジネスプランコンテストの実施など、総合的な支援を実施します。</p> <p>【数値目標】 「女性創業件数 若者創業件数」 女性創業 9 件、若者創業 7 件 (平成 29 年度末) →女性創業 50 件、若者創業 39 件 (平成 29 年度～平成 32 年度累計)</p>	経済政策課
102	関連機関と連携したビジネス支援事業の開催	<p>関連機関と連携し、創業を目指す女性を対象にした個別相談会等、ビジネス相談会やセミナーを開催します。</p>	中央図書館資料サービス課

③ 女性のチャレンジ支援とキャリア教育の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
47	【再掲】 積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）の周知	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、ポジティブ・アクションの周知を図るため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施やホームページでの周知を行います。	労働政策課
56	女性農業者の育成	女性農業者を含めた農業後継者の育成や、農業経営の安定化に向けた支援を行い、農業の発展と持続的な経営安定を図ります。 【数値目標】 「市で主催する地場産農産物料理講習会への講師を1回につき2人、年5回参加する」 年5回の開催（平成29年度末） →年5回の開催（平成35年度）	農業政策課
109	従来女性が少なかった分野へのチャレンジ支援	理工系分野など従来女性が少なかった分野への女性のチャレンジを支援するための情報提供及び講座を開催します。	男女共同参画課
123	早期起業家教育事業の実施	市内小・中学生に対し、地域に根付いた一連の実践的なビジネス体験プログラムを提供することにより、起業家精神（アントレプレナーシップ）の醸成及び将来の地域経済を担う人材の育成を図ります。 【数値目標】 「早期起業家教育事業参加者数」 634人（平成29年度）→600人（平成32年度）	労働政策課



目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

社会経済情勢の変化の中で、貧困などにより教育や就労などの機会を得られず、地域で孤立するなど、様々な生活上の困難に直面する人々が増加しています。

今後は、生活上の様々な困難の解決を図るため、高齢者や障害者をはじめ、ひとり親家庭や在住外国人、生活困窮者などの自立に向けて、生活の支援や社会参画を促進し、誰もが安心して暮らすことのできるよう相談しやすい環境を整備するとともに、関係機関や地域団体などと連携して支援に取り組みます。

また、男女がともに生涯を通じて健康な生活を送るために、健康づくりに関する学習機会の提供や情報提供を行うとともに、妊娠・出産期、思春期、更年期等の時期をとらえて、母子保健サービスをはじめ、健診や啓発等、健康づくりを支援します。

災害に強いまちづくりをすすめるためにも男女共同参画の視点に立った防災体制を確立するとともに、災害時において、女性や子ども等の多様なニーズに対応できる体制づくりを進めます。

施策の方向 1 困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備【重点事項5】

女性は正規労働に就きにくく、このことが貧困に陥りやすい背景の一つとなっています。また、近年の経済の低迷に伴う雇用・就業環境の急激な変化により、非正規労働は男性においても増加し、貧困など困難な状況に置かれた人が増えています。

このような状況を解消するため、ひとり親家庭に対する子育て支援や就業支援など、それぞれの家庭の状況に対応した支援を行います。特に、経済的に不安定なひとり親家庭に対し、安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するための取組の充実を図るとともに、家庭の経済状況によって子どもの教育に格差が生じないように、世代間の貧困の連鎖を断ち切るための取組を行います。

① ひとり親家庭への支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
91	【再掲】 女性労働に関する情報の収集・提供	女性の労働に関する図書やチラシなどの情報を収集するとともに、貸出し・提供します。	男女共同 参画課
94	ひとり親家庭の 生活安定と 自立支援	ひとり親家庭の父母等の就業・自立を促進するため、相談から情報提供までの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、生活安定のための専門家による相談などを行います。 【数値目標】 「ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数」 28人（平成28年度末） →30人（平成35年度）	子育て支援 政策課
130	ひとり親家庭等 医療費支給事業	母子家庭、父子家庭、父または母が障害者である家庭などの生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、医療費の一部負担金を支給します。	年金医療課



② 若年層への支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
99	【再掲】 女性と若者の創業支援事業	創業を目指す女性や若者に対して、窓口相談・専門家派遣の実施、創業セミナーの開催、ビジネスプランコンテストの実施など、総合的な支援を実施します。 【数値目標】 「女性創業 13 件、若者創業 10 件」 女性創業 9 件、若者創業 7 件 (平成 29 年度末) →女性創業 50 件、若者創業 39 件 (平成 29 年度～平成 32 年度累計)	経済政策課
127	さいたま市 子ども・若者支援 ネットワーク	子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的に実施するためにネットワーク会議を開催します。 【数値目標】 「さいたま市子ども・若者支援ネットワーク」 5 回 (平成 29 年度) → 6 回 (平成 35 年度)	青少年 育成課
128	さいたま市若者 自立支援ルーム	社会生活を営む上で困難を有する若者を対象に、個人の状態にあわせた自立支援プログラムを実施し、円滑な自立を果たせるよう支援します。 【数値目標】 「若者自立支援ルームの年間延べ利用者数」 9,300 人 (平成 29 年度) →12,000 人 (平成 35 年度)	青少年 育成課
125	ニートの就労機会 の創出	困難な状況を抱えた若年無業者等の職業的自立を促進するため、国と協働して実施している地域若者サポートステーション事業を実施します。 【数値目標】 「地域若者サポートステーションさいたまにおける就職等進路決定者数」 117 人 (平成 28 年度末) →130 人 (平成 32 年度)	労働政策課
204	専門の相談員による相談の 充実	市立小・中・高等・特別支援学校、市立教育相談室において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等をはじめとする専門の相談員が、児童生徒や保護者及び教職員に対し、教育相談を行います。	総合教育 相談室

施策の方向 2 高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障害者、性的少数者（性的マイノリティ）等、様々な困難を抱える人々が、社会を支える重要な一員として、安心して暮らすことのできる環境の整備に取り組むとともに、市民の理解を深めるために啓発等に取り組めます。

また、外国人が安心して暮らすことができるよう、情報提供や学習機会の充実を図るとともに、外国人の地域活動への参画促進などに努め、多文化共生意識の高揚を図り、多様性を認め合う社会の形成に取り組めます。

① 高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が暮らしやすい環境の整備

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
129	居住環境の整備	日常生活において介助を必要とする高齢者の居宅の改善（居宅の老朽化に伴う補修などを除く）をするための経費の補助を行います。 【数値目標】 「申請件数」 4件（平成29年度） →4件（平成35年度）	高齢福祉課
129	居住環境の整備	肢体不自由の方の自立した生活を支援するため、居室、浴室、トイレなどの住居の一部を改善する整備費に対して、経費の補助を行います。	障害支援課
129	居住環境の整備	市営住宅入居者の募集手続きにおいて、ひとり親家庭・高齢者・障害のある人等に対する優遇措置を行います。	住宅政策課
87	高齢者の見守り活動の支援	補助金の交付により、地区社会福祉協議会が主体となった見守り活動等を支援します。 【数値目標】 「見守り活動を行う地区社会福祉協議会数」 43地区（平成29年度末） →49地区実施（平成32年度）	高齢福祉課

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
135	緊急通報・相談等事業の推進	<p>常時注意を要するひとり暮らし高齢者に対しペンダント型発信機及び緊急通報電話機を貸与し、利用対象者が緊急時又は日常生活上において不安感若しくは孤独感を持った時に、いつでも通報または相談ができるような体制をとる。希望者には電話による安否確認を行います。</p> <p>【数値目標】 「高齢者等の生活の安心」 2,639人（平成29年度末） →安心して生活できるよう支援（平成35年度）</p>	高齢福祉課
158	だれもが住みよい福祉のまちづくり推進事業	<p>小・中学校を中心とした地区で「モデル地区」を設定し、障害のある方や市福祉関係団体、保護者等の協力を得て、児童生徒と地域ぐるみで福祉のまちづくりをともに学びあう「モデル地区推進事業」を実施します。</p> <p>【数値目標】 「モデル地区推進事業参加者アンケートによる理解度」 →90%（平成35年度）</p>	福祉総務課
159	交通バリアフリーの推進	<p>高齢者や障害者等の移動等の円滑化を図るため、さいたま市バリアフリー基本構想に位置づけられた重点整備地区において、各特定事業者と協議・調整を図りながらバリアフリー化を推進します。</p>	交通政策課
新規	民間賃貸住宅への入居支援	<p>高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図ることにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。</p>	住宅政策課

② 高齢者、障害者の社会参加の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
134	一般介護予防事業	介護が必要となる更に前の段階からの予防を行い、高齢者の健康と暮らしの向上を目指すため、介護予防教室の開催や体操活動を中心とした住民主体の通いの場の支援などを行います。 【数値目標】 「リハビリテーション専門職の派遣回数」 161回（平成29年度末） →300回（平成35年度）	いきいき 長寿推進課
132	生きがい活動事業の充実(アクティブチケット交付事業)	次の交付対象者からの申請に基づき、市内にある公共施設等が無料又は割引料金で利用できるアクティブチケットを交付します。 ①さいたま市の住民基本台帳に記録されている75歳以上の方 ②シルバーポイント事業のポイント交換者 ③一般介護予防事業に参加した65歳以上の方	高齢福祉課
131	生きがい活動事業の充実	高齢者の生きがいづくり・仲間づくりなどを目的として、介護予防普及啓発事業と連携して、「生きがい健康づくり教室」・「ますます元気教室」を公民館で実施します。	生涯学習 総合 センター
133	シルバーバンクの充実	高齢者を対象としたボランティア人材バンクで、ボランティア活動を望む市民と人材を求めている施設や団体とのコーディネートを行います。また、活動を始める方向けの研修会を開催します。 【数値目標】 「マッチング成功数」 875件（平成29年度） →835件（平成35年度）	高齢福祉課

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
137	シルバー人材センターの充実	就業する意欲と能力のある高齢者に対し、就業の機会を提供する「(公社)さいたま市シルバー人材センター」の充実に向けた支援を行います。 【数値目標】 「シルバー人材センター会員数」 5,086人(平成29年度末) →5,500人(平成34年度)	高齢福祉課
136	中・高齢者の就職支援の実施	中高年齢求職者を対象に、スキルアップに資する講座と就業体験等を組み合わせた実践的な就労支援を実施する。	労働政策課
140	障害福祉サービス事業所などの充実	在宅及び特別支援学校卒業後等の障害者の社会的自立を支援するため、障害福祉サービス事業所等の整備を行います。 【数値目標】 「平成32年度までの3年間の累計で150人」 1,422人(平成29年度末) →150人増加(平成32年度)	障害政策課
139	障害者の就職相談の充実	障害のある人を対象に就労に係る相談を受け、企業内実習やジョブコーチ(職場適応援助者)の派遣など必要に応じた就労支援を行います。障害のある人が地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、就労促進を図ります。	障害者総合支援センター

③ 性的少数者(性的マイノリティ)の方への支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
4	【再掲】 性の多様性への理解の促進	性同一性障害など自分の性別に違和を感じる人々や同性愛、両性愛といった異性愛以外の性的指向を持つ人など、性の多様性についての理解を促進するための講座などを実施します。	男女共同参画課
新規	性的少数者出前講座の実施	男女共同参画推進センターにおいて、事業所等を対象に性的少数者(LGBT等)への差別や偏見をなくすため、性の多様性に関する出前講座を実施します。	男女共同参画課
新規	レインボーリボンの作成・配布	性的少数者(LGBT等)への支援を示す「レインボーリボン」を作成し、講座やイベント等で配布します。	男女共同参画課
新規	性的少数者への支援	性的少数者(LGBT等)である当事者への支援として、(仮称)パートナーシップ宣誓制度を創設し、周知します。	男女共同参画課
新規	職員への啓発	性的少数者(LGBT等)に対する理解を促進するため、職員への研修や職員用ガイドラインを周知します。	男女共同参画課

④ 外国人のための生活支援策の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
141	外国人のための生活情報の提供	市報に英文記事を掲載し、多言語による生活情報誌「ぷらら」を発行します。（「(公社) さいたま観光国際協会」により、年5回発行。言語は、日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語。） また、生活便利帳など日常生活に役立つ情報の提供・周知を行います。	観光国際課
143	通訳・翻訳ボランティアの充実	各国語の通訳・翻訳ボランティアを登録し、公共の場面での必要性に応じて派遣します。 ※「(公社) さいたま観光国際協会」委託事業	観光国際課
144	外国人のための生活相談	大宮区役所において、婚姻、国籍、労働、消費生活、在留などに問題を抱えるさいたま市在住の外国人に対し、日本の行政事務を熟知している在日外国人相談員が日常生活を営む上で必要なアドバイスを行います。（言語は、英語、中国語、タガログ語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語。）	市民生活安全課
144	外国人のための生活相談	外国人市民の日常生活における問題解決を支援するため、日本語による簡易生活相談及び多言語生活相談を実施します。 ※「(公社) さいたま観光国際協会」補助事業	観光国際課
145	日本語学習の支援	外国人市民のための日本語教室を開催します。 ※「(公社) さいたま観光国際協会」補助事業 外国人向けの日本語講座を開催する市民団体に対して、施設の貸出しを行います。また、外国人のための日本語教室や自主学習・交流事業の会場を提供します。	観光国際課
145	日本語学習の支援	外国人向けの日本語講座を開催する市民団体に対して、施設の貸出しを行います。また、外国人のための日本語教室や自主学習・交流事業の会場を提供します。	生涯学習総合センター
146	外国人留学生への支援	さいたま市に対する理解を深めるため、留学生などの外国人市民に向けた書道などの日本文化体験を通じて、地域住民との交流の機会を提供します。 ※「(公社) さいたま観光国際協会」補助事業	観光国際課

施策の方向3 性に関する理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくり

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等ライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実を図ります。特に女性は、妊娠や出産の可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意した取組を行います。

「性と生殖に関する健康と権利」について、関心を持ち、正しい知識を得て認識を深めるための取組を行います。H I V / エイズや、性感染症などの健康を脅かす問題について、男女がともに正しく理解できるよう、性感染症などに対する知識の普及・啓発や相談体制の整備などに取り組みます。

① 性に関する正しい認識と理解についての教育・学習機会の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
191	女性の性と生殖に関する健康／権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)の啓発	女性の性と生殖に関する健康／権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)をテーマとした講座・講演会を開催します。	男女共同参画課
192	性に関する教育の充実	児童生徒に対する発達段階に応じた性に関する教育を実施するため、性に関する教育をはじめとする健康教育に関する啓発教材の貸出しを行います。	健康教育課
207	H I V / エイズに関する正しい知識の普及・啓発	男女が互いの性を理解・尊重し、性に関し適切な意思決定や行動選択ができるよう、H I V / エイズに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	疾病予防対策課
208	H I V / エイズ・性感染症の健康教育の推進	養護教諭などが行うH I V / エイズ・性感染症に関する健康教育に必要な資料などの提供を行います。	疾病予防対策課
209	薬物・喫煙・飲酒に関する健康教育の推進	市立小・中・高等学校において、「薬物乱用防止教室」を開催し、児童生徒が薬物などの有害性について正しい知識を身に付けることができるようにします。 【数値目標】 「市立中・高等学校における薬物乱用防止教室開催数」 61校(平成24年度末) →61校(平成35年度)	健康教育課

② 妊娠・出産・育児等に関する健康支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
199	妊婦・乳幼児健康診査の充実	妊娠した方に対して、経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査を一部公費負担する。また、児の疾病の早期発見、健全育成及び保護者への育児支援を図るため、乳幼児健康診査を実施します。	地域保健支援課
200	周産期母子医療センター体制の充実	妊産婦、胎児から新生児へ一貫した高度の医療を提供できる地域の中心的役割を果たす施設を維持します。	市立病院庶務課
201	不妊治療支援事業	不妊カウンセラーによる不妊専門相談（面接）や、不妊相談専用電話において、不妊・不育の相談を行います。また、特定不妊治療費の一部助成を行います。	地域保健支援課
202	【再掲】ふれあい親子支援事業	子育てに関する悩みを抱える母親同士が、話し合いを通して不安を解決できるよう支援を行い、虐待の防止や早期発見に取り組みます。	地域保健支援課
195	乳がん・子宮がん等の検診の実施	<p>①乳がん検診（40歳以上の女性） ②子宮がん検診（20歳以上の女性（40歳以上は前年度未受診者）を対象に各種検診を実施します。</p> <p>【数値目標】 「がん検診の平均受診率」 乳がん検診 24.4%、子宮頸がん検診 29.9% 平均受診率 28.9%（平成29年度） →がん検診の平均受診率 40%（平成35年度）</p>	地域保健支援課

③ からだと心に関する相談等の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
203	女性のための心の健康相談	心に様々な悩みを抱えた女性を対象に、心療内科医による健康相談を実施します。	男女共同参画課
41	精神保健福祉に関する講演会	精神保健福祉に関する普及・啓発活動の一環として、講演会を実施します。 【数値目標】 「参加者のアンケートによる満足度 80%」 80%（平成 29 年度末） →80%（平成 35 年度）	こころの健康センター
205	子どもの精神保健相談室	小学校高学年から中学生とその家族を対象に、心の問題に関する様々な相談に応じる。 【数値目標】 「支援者研修の開催数」 2回（平成 29 年度末） →3回（平成 35 年度）	こころの健康センター
206	性感染症に関する情報提供・相談事業	市民からの性感染症に関する相談に対応し、適切な情報提供を行います。	疾病予防対策課

施策の方向 4 男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進

地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災分野において、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

① 男女共同参画の視点に立った防災・環境分野における取組の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
156	自主防災活動の推進	地域における自主防災組織の結成を促進します。 【数値目標】 「自主防災組織の結成率」 92.2%（平成 29 年度末） →95%（平成 35 年度）	防災課
157	女性消防団員の入団促進	消防団員の確保及び昼間消防力低下対策の一環として、女性消防団員の入団を促進します。 【数値目標】 「女性消防団員の拡充」 74 人（平成 30 年 4 月 1 日現在） →140 人（平成 35 年度）	消防団活躍推進室
160	避難所運営における男女共同参画の推進	避難所運営マニュアル及び避難所担当職員活動要領などに、災害時における男女のニーズの違いに配慮する旨の内容を盛り込み、周知を図ります。	防災課
161	自主防災組織における女性役員登用の促進・啓発	自主防災組織の結成を促進するにあたり、出前講座などを通じ、女性役員の登用を啓発します。	防災課

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、若年層からDVやセクシュアル・ハラスメント等についての周知に努めるとともに、関係機関と連携し、暴力を許さない気運を高めるとともに、被害者が安心して相談できる体制づくりと自立支援の取組を推進します。また、配偶者からの暴力は被害者のみならず、その子どもにも悪影響の連鎖が生じることも指摘されており、被害者の子どもに対する支援を充実します。

施策の方向 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、女性の人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため、実態に即した相談や啓発を行います。

職場や教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、企業や市民に対する啓発活動を進めます。また、相談や支援にかかわる職員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。

① 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
162	女性に対する暴力防止に関する啓発事業の実施	女性に対する暴力防止、性犯罪防止、をテーマに、男女共同参画推進センターにおける講座・講演会の開催、情報誌・広報誌による啓発記事の掲載、パンフレットの作・配布などを実施します。 ①DVの防止・啓発 ②女性に対する暴力をなくす運動の周知	男女共同参画課
163	女性に対する暴力防止のための情報提供	女性に対する暴力の防止に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。	男女共同参画課
175	【再掲】 学校等における人権教育の推進	様々な人権問題の解決に向けて、学校における児童生徒及び教職員の人権意識の高揚を図るとともに、様々な人権問題を解決していこうとする児童生徒を育成します。学校人権教育研修会・講演会の支援、人権標語・人権作文の募集及び表彰、実践事例集・人権文集・人権ニュースの発行等に取り組みます	人権教育推進室

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
176	若年層における未然防止啓発の推進	DV及びデートDVの予防のため、学校等関係機関などと連携して、若年層を対象とした啓発活動を行います。 ①デートDVの防止・啓発 ②デートDV防止出前講座の実施	男女共同参画課
176	若年層における未然防止啓発の推進	DV及びデートDVの防止のため、学校等関係機関などと連携して、若年層を対象とした啓発活動を行います。 ① デートDVの防止・啓発 ② 教職員への研修 【数値目標】 「中学校教諭・養護教諭の研修を受ける人数を増加させる」 高等学校4校、中学校2校（平成29年度） →高等学校4校、中学校16校（平成35年度）	人権教育推進室

② セクシュアル・ハラスメント防止に対する理解と対策の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
169	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する情報提供・意識啓発	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する図書、DVDなどを収集し、市民・市内事業者に提供し、ハラスメント防止に関する意識の啓発を図ります。	男女共同参画課
169	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する意識啓発	職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止に関する意識の啓発を図るため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課
172	セクシュアル・ハラスメント等に関する雇用管理上の配慮の周知	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮について周知を図るため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課

③ 行政・事業者・団体による取組の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
171	学校現場等における防止体制	市立学校において、セクシュアル・ハラスメントを防止するとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切な措置を行います。 【数値目標】 ①各学校における校内研修の実施 ②苦情及び相談に係る問題の未解決件数 ①市立全 164 校で実施、② 0 件 →①市立全 164 校で実施、② 0 件 (平成 35 年度)	教職員 人事課
170	市役所におけるハラスメント防止体制	職員に対し、セクシュアル・ハラスメントを含むハラスメントの防止に関する意識啓発を行います。	人事課
166	地域と連携した防犯の推進	地域防犯活動の促進を図るため、自主防犯活動団体に対する活動経費の一部の助成や、市民に対する広報・啓発を行います。また、地域社会から暴力団を排除し、安全・安心なまちづくりを推進するため、暴力団排除活動に関する広報・啓発を行います。 【数値目標】 「刑法犯認知件数」 10,958 件（平成 29 年末） →11,560 件（平成 32 年度）	市民生活 安全課
167	道路照明施設（公衆街路灯）の設置及び維持管理	夜間における交通事故や犯罪の発生を防止し、地域住民の通行の安全を図るため、地域住民からの道路照明施設（公衆街路灯）の設置要望を各区役所で受け、地域の実態に即して設置するとともに維持管理を行います。 【数値目標】 「道路照明施設（公衆街路灯）設置数」 870 灯／年（平成 29 年度末） →800 灯／年（平成 32 年度）	市民生活 安全課

施策の方向2 ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援

配偶者等からの暴力（DV）を防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、暴力防止のための広報・啓発を進めるとともに、相談窓口の周知を図ります。また、被害者支援のための相談事業等については、DV被害者だけでなく、子どもの安全にも配慮し、民間団体や関係機関との連携強化による切れ目のない支援を進めます。

① 被害者の早期発見と相談体制の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
168	住民相談事業	各区役所において、弁護士による法律相談などを実施し、離婚やDVなどの相談に対応し、市民サービスの向上を図ります。	市民生活安全課
177	早期発見・通報体制の整備・充実	DVの被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者などに対して、DVの発見者の通報体制について周知します。 ①通報体制の周知	男女共同参画課
178	相談体制の強化と周知	各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行います。相談窓口の相談員については、更なる資質向上に努めます。 ①人権相談事業 【数値目標】 「人権相談の実施回数」 13回（平成28年度末） →13回（平成35年度）	人権政策推進課
178	相談体制の強化と周知	各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行います。相談窓口の相談員については、更なる資質向上に努めます。 ①住民相談事業	市民生活安全課
178	相談体制の強化と周知	各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行います。相談窓口の相談員については、更なる資質向上に努めます。 ①DV相談事業 ②婦人相談員研修の実施	男女共同参画課

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
179	多様な被害者への配慮	被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談や支援を受けることができるように環境を整備します。 ①多様な被害者への配慮：被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談や支援を受けることができるように環境を整備します。	市民生活安全課
179	多様な被害者への配慮	被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談や支援を受けることができるように環境を整備します。 ①多様な被害者への配慮：被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談や支援を受けることができるように環境を整備します。	男女共同参画課
179	多様な被害者への配慮	①外国人市民の日常生活における問題解決を支援するため、日本語による簡易生活相談及び多言語生活相談を実施します。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」補助事業 ②外国人のための情報提供：外国人市民の日常生活の利便性を高める。	観光国際課
177	早期発見・通報体制の整備・充実	DVの被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者などに対して、DVの発見者の通報体制について周知します。 ①24時間児童虐待通告電話の充実：児童虐待の通告等を夜間、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を問わず、24時間365日受け付けている。	児童相談所
190	産科医療機関等との連携	早期に育児不安の軽減を図り、児童虐待の発生を予防するため、産科医療機関等と連携し、妊娠中または出産後早い段階から支援が必要と判断される家庭を把握し、継続支援します。	地域保健支援課

② 被害者保護と自立支援の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
180	安全な保護体制の整備	被害者の安全を確保しつつ、地域における社会資源の活用などにより、保護を行います。 ①被害者の緊急時における一時保護事業 ②民間団体への支援 ③母子緊急一時保護事業 緊急的に保護を必要とする母及び子（義務教育終了前）を施設に入所させ、必要な保護を行います。	子育て支援政策課
180	安全な保護体制の整備	被害者の安全を確保しつつ、地域における社会資源の活用などにより、保護を行います。 ①被害者の緊急時における一時保護事業 ②民間団体への支援	男女共同参画課
181	被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。 ①情報管理の徹底	男女共同参画課 全庁
181	被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。 ①情報管理の徹底 ②住民基本台帳の閲覧等の制限	区政推進部

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
182	自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。 ①DV被害者への情報提供	男女共同参画課
182	自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。 ①さいたま市多重債務者生活再建安心プログラムの周知徹底	消費生活総合センター
182	自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。 ③子育て相談：家庭における適切な児童の養育と養育に関連して発生する種々の児童問題を解決します。家庭児童相談員を設置し、家庭における児童の福祉についての相談指導業務を行います。 ④ひとり親家庭等相談 ⑤母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ⑥ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 【数値目標】 「ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数」 28人（平成29年度末） →30人（平成35年度）	子育て支援政策課
182	自立に向けた支援	婦人相談センターに入所した者のうち、医療費や転宅費用等の捻出が困難な者に対して生活保護法を適用し、社会復帰や生活支援を行います。	生活福祉課
182	自立に向けた支援	被害者で住宅に困窮している方に対し、市営住宅の一時使用を認めることにより、被害者の精神的、時間的ゆとりの確保及び生活基盤立て直しを支援します。	住宅政策課
183	心身の健康回復への支援	自助グループなどの活動に関する情報提供や、グループの形成・継続に対する支援を行うことをとおして、地域における継続的なサポートにつながる体制の整備に努めます。 ①精神保健に関する支援	男女共同参画課

③ 関係機関との連携協力

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
181	【再掲】 被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。 ①情報管理の徹底	男女共同 参画課 全庁
181	【再掲】 被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。 ①情報管理の徹底 ②住民基本台帳の閲覧等の制限	区政推進部
186	関係機関・民間団体との連携協力体制の強化	被害者の適切な保護を行うために、庁内及び庁外の関係機関と連携会議を開催する。また、DV被害者の支援のために、関係機関や民間団体との連携を強化します。 ①DV防止対策関係機関との連携（連携会議の開催） ②警察との連携 ③教育機関や保育園等との連携 ④福祉・保健機関との連携 ⑤専門家（弁護士、精神科医等）との連携 ⑥DV被害者支援団体との連携	男女共同 参画課
187	職務関係者による配慮	被害者の立場に配慮した適切な対応ができるよう、DVに対する意識及び知識の向上を図るため、職務関係者を中心に職員研修を実施します。 ①職務関係者研修の実施 ②庁内外DV防止対策関係機関との連携（連携会議の開催）	男女共同 参画課
188	調査研究の推進	市民意識調査、デートDV意識調査を実施、また、国の調査研究、他自治体の取組について調査・研究し、加害者の更生に向けた施策のあり方を検討します。 ①DVに関する実態調査・研究	男女共同 参画課

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
190	【再掲】 産科医療機関等との連携	早期に育児不安の軽減を図り、児童虐待の発生を予防するため、産科医療機関等と連携し、妊娠中または出産後早い段階から支援が必要と判断される家庭を把握し、継続支援します。	地域保健支援課
177	【再掲】 早期発見・通報体制の整備・充実	DVの被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者などに対して、DVの発見者の通報体制について周知します。 ①24時間児童虐待通告電話の充実：児童虐待の通告等を夜間、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を問わず、24時間365日受付している。	児童相談所



④ 子どもへの支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
182	【再掲】 自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。 ③子育て相談：家庭における適切な児童の養育と養育に関連して発生する種々の児童問題を解決します。家庭児童相談員を設置し、家庭における児童の福祉についての相談指導業務を行います。 ④ひとり親家庭等相談 ⑤母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ⑥ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 【数値目標】 「ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数」 28人（平成29年度末） →30人（平成35年度）	子育て支援政策課
184	保育・就学支援	被害者の子どもが安心して生活できるよう、被害者などの安全の確保を図りつつ、教育委員会、学校、保育所などの関係機関と連携し、子どもが適切な配慮を受けられるよう支援します。 ①子どもショートステイ事業；疾病、疲労、怪我、看護、冠婚葬祭、出張、災害などの理由により、家庭においての養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設などに空きがある場合、児童を短期間預かる。 乳児から小学校終了までの児童の保護者が、疾病、疲労、怪我、看護、冠婚葬祭、出張、災害等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になったとき、児童を児童養護施設等において短期間預かる。 【数値目標】 「②契約施設数 6施設」 6施設（平成29年度末） →毎年度6施設と契約（平成35年度）	子育て支援政策課
184	保育・就学支援	被害者の子どもが安心して生活できるよう、被害者などの安全の確保を図りつつ、教育委員会、学校、保育所などの関係機関と連携し、子どもが適切な配慮を受けられるよう支援します。 ①児童生徒の就学支援	学事課
184	【再掲】 保育・就学支援	被害者の子どもが安心して生活できるよう、被害者などの安全の確保を図りつつ、教育委員会、学校、保育所などの関係機関と連携し、子どもが適切な配慮を受けられるよう支援します。 ①婦人相談員への情報の周知	男女共同参画課